

第10回北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会会議録

1 会議名

第10回北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会

2 開催日時

平成30年10月2日（火）午後1時30分から午後6時30分

3 開催場所

北杜市役所 3階 大会議室

4 出席者（敬称略）

出席委員

鎗野達男（市内に住所を有する者）

学正博次（市内に住所を有する者）

弘田由美子（市内に住所を有する者）

埴喜一郎（市内に住所を有する者）

渡部義明（市内に住所を有する者）

三浦剛（市内に住所を有する者）

長田富丈（市内に住所を有する者）

尾田紘生（佐々木周代理、太陽光等再生可能エネルギー発電事業者）

大友哲（太陽光等再生可能エネルギー発電事業者）

加藤紀雄（市議会の議員）

志村清（市議会の議員）

井出一司（市議会の議員）

進藤正文（市議会の議員）

栗谷真吾（市議会の議員）

篠原充（学識経験者）

松平定之（学識経験者）

欠席委員

金丸正幸（太陽光等再生可能エネルギー発電事業者）

相吉正一（市議会の議員）

坂本清彦（学識経験者）

松本真由美（学識経験者）

事務局

土屋裕（建設部長）

小尾民司（農業委員会事務局長）

小澤永和（産業観光部農政課長）

植松宏夫（建設部まちづくり推進課長）
篠原雅典（生活環境部環境課環境保全担当）
吉田武（建設部まちづくり推進課景観まちづくり担当）
浅川和喜（建設部まちづくり推進課景観まちづくり担当）
鳥原弘達（建設部まちづくり推進課景観まちづくり担当）

会議録署名委員

加藤紀雄（市議会の議員）
志村 清（市議会の議員）

5 議事

提言（案）に対する検討の整理及びまとめについて（継続）

6 公開・非公開の別

公開

7 傍聴人の数

16名 報道関係者 3社

8 内容

- 1) 開会
- 2) 委員長あいさつ
- 3) 議事
- 4) 閉会

（事務局） 本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。進行についてはまちづくり推進課長の植松が務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。本日は15人のご出席をいただいております。設置要綱第7条第3項により会議は成立することをご報告いたします。また、本日は坂本委員、相吉委員、松本委員、金丸委員より欠席のご連絡を頂いております。また、事業者については、自然電力株式会社の佐々木委員の代理として、同社の尾田様にご出席いただいております。

本委員会の公開については、第6回の会議において公開とすると決定しておりますので公開とさせていただきます。

また、傍聴人ですが、本日の委員会の開催について事前公表を行ったところ、16名の傍聴希望者がありましたのでご報告いたします。傍聴人の皆様には傍聴要綱を遵守されますようお願い申し上げます。

また、報道関係については、八ヶ岳ジャーナル、日本興業経済新聞、東洋経済新

報社であります。報道関係者からは写真撮影・録音の申出がありましたが、これを許可してもよろしいでしょうか。

(一 同) 異議なし

(事務局) それでは、報道関係者は事務局の指示に従い、議事に支障のないようにお願いいたします。

それでは次第に従い進めてまいりたいと思います。なお、本日の会議の予定はあらかじめ通知に記載しておりましたが、概ね3時間としておりますが、延長の可能性もあとありましたので議論の中でご検討いただければと思います。ご協力よろしくお願いいたします。

それでは、開会の言葉を兼ね、委員長よりあいさつを頂きたいと思います。委員長よろしくお願いいたします。

(議長) 改めまして皆さんこんにちは。本日は大変お忙しい中、当検討委員会にご出席をいただきましてありがとうございます。一昨日は台風、そして昨日は真夏の陽気。やっと今日、秋晴れの秋らしい天気となりました。こんな清しい空気の中で当委員会も一つの節目でございます、第10回目の開催となった訳でございます、初回からも数えて1年を迎える頃となった訳でございます。議論の方も終盤に差し掛かり、検討項目もあと僅かとなっておりますので、本日恐らく最終の回となるのではないかなと思っているところでございます。

そのような訳でございます、私の方からは2つほどお願いをさせていただきます。1つ目は、この提言により地球温暖化対策のための太陽光発電普及の意識が削がれることがないこと。そしてもう一つ、太陽光発電設備設置に関する法律、いわゆる公法の内容と異なるものとならないこと。この2点を付け加えまして、本日は皆様にはどうかより慎重にご議論いただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局) ありがとうございます。議事に入る前に、本日お配りしました資料について担当より説明をさせていただきます。

(事務局) まちづくり推進課の吉田です。資料の説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料1と書かれた資料がお手元にあるかと思いますが、これは提言案1ページ目の修正案でございます。この資料については、前回の検討委員会において、別途日を設けてメンバーで集まり、内容を検討し、また皆様にそれについて発表するというようになっておりました。そこで、当事者のメンバーで集まり、内容の検討を行うこととなりましたが、委員の皆様のご意見を確認するため、意見がある場合については連絡を頂くというような形でご意見いただき、15名の委員の皆様からご連絡がございました。過日このご意見を基に、委員長、委員B、委員Dで前文について内容のご確認・検討をいただいたところです。

なお、委員の皆様から頂いた意見の中には、全体においての訂正のご意見もあり、全体的に見直す必要があるのではないかとのご議論もあったところですが、字句のもと訂正ということになり、字句の訂正のみを行ったものでございます。最

終案ではございませんので、ご意見等については議論の中でご検討いただければと思います。

次に、資料2についてですけれども、これは離隔距離に関する資料でございます。前回第9回のときにお話しした資料の内容について一部異なる箇所があるということで、市民委員から作成いただいたものになります。内容については、この項目の議論になった際にご説明いただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

また、本日欠席の相吉委員からコメントを頂いております。ここで発表させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

「大変申し訳ありませんが、第10回北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会へ一身上の都合により欠席をさせていただきます。提言案に対する検討の整理及びまとめが、今回で集約ができ、提言案がまとまりますようお取り計らいをよろしくお願い致します。

以下、私の意見を述べさせていただきます。

平成30年8月31日付けで照会のありました市民委員資料の提言案（資料1）の1ページ目の内容・文言等については、特に意見・修正すべき箇所はありませんが、追加変更があった場合には、市民委員資料の提言案に賛成いたします。

2ページから7ページにかけても基本的には、賛成であります。いずれにしましても、多少の変更（セットバックの数値化、設置禁止区域、すでに設置された施設に対してどこまで遡及できるかなど）があると思いますが、今回まとめていただき、早急に渡辺市長に条例案を提言できますようお願い申し上げます。」という内容です。

それから、松本先生からも頂いております。本日は神戸での国際会議のため日程が重なってしまったため出席できず申し訳ないということで、委員の皆様によりしくお伝えいただきたいとのことでご連絡をいただいておりますので報告させていただきます。以上です。

(事務局) それでは議事に入ります。議長については設置要綱第7条第2項の規定により、委員長が議長となるとしております。篠原委員長、議長としての議事進行をよろしくお願いいたします。

(議長) それでは議長を務めさせていただきます。スムーズな進行ができますようご協力をお願い申し上げます。

次に、会議についてでございますが、北杜市審議会等の会議の公開に関する要綱第8条の規定によりまして、会議の会議録を作成しこれを公表することとなっております。会議録には会議で指名する者2名以上の署名が必要となっておりますので、署名には志村委員と加藤委員をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

また、傍聴に関して再度のお願いとなりますが、会議場所での発言や拍手等、会議の妨げとなるような行為があった場合は退場していただくことがございますのでご注意を願います。

議事に移る前に注意事項といたしまして、発電施設の個々の案件に関する非難や誹謗中傷等の発言は一切ないようお願いいたします。また、本日の議題がスムーズに進行いたしますよう委員の皆様には発言はできる限り簡潔をお願いするとともに、議題とかけ離れた発言等については、話の途中においても注意や抑止を促す場合があることをお伝え申し上げますのでくれぐれもご注意ください。

それでは議事を進めてまいりたいと思います。まず資料の説明から進めてまいりたいと思いますが、資料2については先ほど司会の方からもございました、この項目の議論になった際にご説明いただければと思いますので、資料1から進めてまいりたいと思います。前回からの懸案事項となっております、提言案の1ページ目については、先ほど事務局から報告もあった三者による打合せの内容についてご説明を申し上げた上で議論に移りたいと思います。

この打合せに関しましては、前回委員会において、別途日程を設けてメンバーで集まり内容を検討し、また皆様にそれについての発表を報告するという事になったことによりまして行われたものでございます。当日は事前に寄せられました15名の委員の皆様からの意見を考慮して検討を始めましたが、15名の委員の皆様から頂いたご意見の中には、全体に及ぶ修正のご意見が提出されたことから、全体的に見直す必要があるのではないかと、そういった意見も出されました。しかしながら、前回の委員会においては、字句の訂正を行うための打合せではなかったかという意見がございましたので、その場においては字句のみの訂正に留めるということになりました。なお、あくまでも最終案ではございませんので本委員会の本日のこの場においてご議論・ご検討いただければと思っています。

それでは、早速お手元の提言案の訂正の内容について委員の皆様にご意見を伺いたいと思います。ご発言を求めます。委員A。

(委員 A) 今委員長と事務局の方からありましたように、意見を15名の方から頂いたということですのでよろしいですね。これから話をするときには5名の方は意見を言っていないということですね。それでいいですね。それを踏まえて、3名の方で会って個別に集まってやられた。少なくとも15名の方の意見は、3名の特別委員会の選ばれた方が意見を確認して、その意見に基づいてお話しをされた。それでよろしいですね。

(議長) ちょっと長かったのでこういうことだったと思いますが、15名から頂いたご意見の中には全体にわたるような…

(委員 A) 詳細はいいです。一応そういう手続きを踏んだかどうかを確認しているのです。

(議長) この資料は、確認をしてその上で字句の訂正ということで行いました。

(委員 A) 2つ意見があります。少なくとも15名の意見をまたここで蒸し返す必要があるかどうかは別にして、前もってこういう意見があったということを全員に配布しておけば手間が省けるというのが1件。もう1件は、5名の方が意見を言わなかったけれども、この場でごちゃごちゃ言い出したと。そういうとまた話がややこしくなるよね。少なくとも5名の方で、今日欠席の方がいらっしゃるのかもしれませんが、

とりあえず意見を出さなかった方に意見を聞いてみましょう。そうしないと話が進まないのではないかと思います、委員長いかがですか。

(議長) ここで15名以外の方が出席されているという確認はできますか。5名ということですが、委員Bどうぞ。

(委員B) 基本的には5名の方は意見がないということではないかと私は思う訳ですね。期限を切ってお話した訳でありますから。そうかといってたまたま私ということになると、委員長と、という格好で出たのですが、なぜ私がと思ったのは、私は意見として字句の訂正が一部気になりますからそこをちょっと意見がありますよという話をした訳ですね。ところが、事務局の方で気を利かせたというか、皆さんの意見を聞いたのですね。そうすると、相当の意見が15人から出たのですね。内容的には結構極端なものもあったのですが、それはもう皆さんの話し合いの中で、前回の会議の場で話した範囲でなければ駄目だということで制限してこれを決めたのですよね。ですから、この資料は今日配られたのですよね。ということになると、先ほど意見のない5人というより、意見を出したけれど私の意見が通っていないという方もいらっしゃると思いますので、そのことを議論にしていたらまた蒸し返しになってしまうと思うので、やはりこれでいいかどうかの判断をしてもら方がいいのではないかなど。

(議長) ただいま委員Bからこのような意見が出ましたが、委員Aどうでしょうか。

(委員A) 委員Bは対象ではないので流れを判断されたら困ると思うのですが、今私が言いましたのは、5人が確定できるのかという質問を途中で打ち切った訳です。それをまず確認してください。回答しなかった5人はこの中にいるのかということ。いるのだったら意見を求めるかどうかは委員長の権限です。

(議長) 委員Aからの問いかけですが、その5人からご意見を頂くということではなく、この中にいるのかどうかを目視で判断できますか。

(事務局) います。

(委員A) どなたですか。

(議長) 先ほど委員Bからもございましたが、任意で届け出られた意見ですので、あえて意見がないということは明白でございますので意見を求めるのはまた重複しかねないと思いますのでよろしいのではないのでしょうか。続いて前文についてご意見のある方はいらっしゃいますか。委員Cどうぞ。

(委員C) 委員Bからもお話があったように、この修正された前文がこれでいいかどうかをまず第一に議論していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(議長) 委員Cからございました、修正を受けた形で資料1ということで皆さんのお手元に配布されております。この内容で提言案の訂正を行ったあとについて、これでもよろしいかということについて皆様にお伺いします。これでよろしいでしょうか。ご異議がございますか。委員A。

(委員A) 私は内容に関しては十分審議されたいと思います。詳細は分かりませんが、また別途確認させてください。一つ形式的な問題だけ事務局に確認したいのですが、

これを提出するときにかがみ文（表書き）というのは付くのですか。こういう内容の添付のものを申請します、提出しますという日付や宛先付きのものが出ますよね。それは付きますか。

（議 長） 事務局。

（事務局） 委員会での提言については様々な方法があるかと思いますが、例えば委員会を代表されている方が市長に出すというような形になれば、通常であれば当然に表紙といいますか、何々に対する提言書を何年何月何日に検討委員会という形で表紙が付きまして、それを市長に直接手渡すというような形もとれますし、また別途書面ということになれば、こういった内容の提言を出しますという形になろうかと思いますが、それはやり方は様々になるかと思いますが。ただ、提言書であることは、明示はさせていただきたいと思います。

（議 長） ただいま事務局の回答ですと、提言の文面についてはここで決めた内容ということ。ほかについて添付されるものがあるかということとあるということ。よろしいですか。

（委員 A） そういうことであれば、表書きの一番下の2行に関しては表書きに書くのが多い訳ですから、これだけの回数を踏んでやってきたのでこの内容を尊重してほしい。というのは表文に書くのが多いかなという気がしたので、そういうことであればこれを削除して後ろの方に書くという考え方で私はいいと思います。

（議 長） ただいま委員 A から、別途に表紙というものがあるのであれば文末に2行ちょうど色が付いている所です、「なお、」～「を求める。」までの引用については、そちらに記した方がよろしいのではないかと、ここからは削除をした方がいいのではないかとということですが、皆様よろしいですか。委員 D どうぞ。

（委員 D） そういう委員会の提言というものに私はあまり知識がないのですが、ただこの検討委員会の委員全員としての提言の意見ということで、私はこの間の打合せのときも、この下の2行はやはり提言は提言であって、市はまた別の判断ということで、当然あり得るかもしれないのですが、それをぜひ尊重してやっていただきたいというのは委員の意見として出したいということで、この2行もご意見を尊重して入れさせていただきました。私はこれはこのまま入れていただきたいと思っております。

（議 長） ただいま委員 Dからは、2行についてはこのまま残してもらいたいということで、お二方の意見が外すか外さないかということで分かれてございますが、何かこれについて。委員 F どうぞ。

（委員 F） 15名の方が意見を出した、私も出したうちの1人で、最後の2行は私も加えた方がいいのではないかと出した1人なのですが、ここで取り上げてよかったのですが、今委員 A が言われたように、提言に表書が付くのであれば更にこういうことは強調すべきだなと。市長が委嘱した人も含めて、それから市民が手を挙げた7名の方、議員の20名を代表して6人が来た、業者の方も含めて参加された結果、1年掛けてやったという重みが非常に重いと思うので、それを強調する意味で表紙に書

くことができればこれは表紙に書くべきだなど、私は委員Aの方に思います。

表紙ですから委員長名をもちろん書いたり、副委員長名を書いたり委員18名を全部列挙することも含めて、重々しいという大変ですけど、10回重ねてきたことも含めて強調するべきだと私は思いますので、最大限の提言を尊重することを市長及び市議会に求めるということを強く言った方がいいのではないかと思います。

(議長) 委員Bどうぞ。

(委員B) 私はどちらでもいいと思っているのですが、いずれにしろ、この想いが市に伝わることが一番大事ですし、我々の目的でありますので、委員Dのおっしゃるのは、この前文のことをいって、そのことを検討してほしいという関係でここへ書いたと思いますので、私は確かかがみ文に付けることもこちらに付けることもいいのですが、きちんとそこを強調して伝われば基本的には私はどちらでもいいと思いますけれど、この文書がそういう流れであるなら委員Dの意見に賛成です。

(議長) ここまで委員A、委員Fの表紙を別途紙の方に記した方がいいという意見と、委員D、委員Bのこのまま2行については残してもらいたいという2通りの意見になっています。これ以外ということで何かご意見ございますか。なければいずれかに決めたいと思いますが。2通りしかないので今までの皆さんの意見を聞きながら議論を進めてまいりましたが、時間が結構ここで取られてしまうと思いますので2通りの意見について皆様の賛否をここで伺うことにさせていただきます。

もう一度ご確認させていただきます。お手元にある訂正した提言案の末部にございます、「なお、」というところから「求める。」この2行について、このままここに記して残しておいた方がよいと思われる方は挙手をお願いします。

(委員A) ちょっと待ってください。こんなことで賛否をとってという問題ではなくて、これは皆さんの信頼の深い、どちらでもいいのだと、私もかがみにしようとうとうと構わないよと、かがみになるのではないかと確認しただけなので、そういう賛否だけでごちゃごちゃするのではなくて、いわゆる信頼の厚い委員長に一任したらいかがですか。委員長、自分でやるとおっしゃるのであれば皆が拍手をもって賛同する、全会一致が原則ですよ。

(議長) 委員Eどうぞ。

(委員E) 委員Aがおっしゃるのは一個前の段階でその意見を言っておいてもらわないと会議がなかなかやはり進まないのですよ。こういう形で言って、答えが出てからまたそれについて色々言うということになると、色々な会議が前に進まないから、もう基本的にやったという格好で答えが出てくる訳。だからそのとおりやってください。

(議長) 委員A。

(委員A) ちょっと待ってください。流れをどうするかというのは気が付いたときに発言が許されるべきなのであって、流れてしまったからそれに従うというのはおかしいです。それは逆に言うとこれからも問題があるので、ぜひ改めてください。委員長どう思いますか。

(議長) 先にどうぞ。委員E。

(委員 E) 言っている意味は分かります。逆に言えば、決まりました、次の会議で色々間違いが分かりました、そこで訂正、またそこに戻るという格好ですよ。そうすると、前回は色々あった訳ですが、そこは一回論議したのではないかとどうか、そういう話になってしまって、前に進んでいかないとこういうことなのです。だから、それをもう基本的に委員長の考えの中で、では決を採りましょうと。良い悪いは別ですよ。そういう格好で決まって、皆さんが手を挙げたり、手を挙げた人が多いのであればそれで進む、少ないのであればそれで疎む、そういう格好でこの会議を進めてくださいよ。

(議長) 早急に議事を進行させたいと思いますので、もう一度残した方がいいと思う方は挙手をお願いします。

(議長) ありがとうございます。数えなくとも過半数でありますので、このまま2行については残すということで検討させていただきます。

ほかにこの提言案についてはないようであれば先に進みたいと思いますが、委員 G どうぞ。

(委員 G) 私は15人の中に入っていないのですが、基本的に市民の方が提案していただいた内容に異論はなかったし、大きく変わる訳ではないということでしたので特に意見は言いませんでした。訂正された内容についても特に異論はないのですが、ちょっと一個だけ確認という意味で、文章中の真ん中ら辺に黄色で書かれている「砂防指定地等」で、“等”というのがどこを想定しているのかだけちょっと教えてもらえればと思います。

(議長) 「危険地帯(砂防指定地等)」ということでございますが、委員 D どうぞ。

(委員 D) “等”というのはある程度幅を持たせている部分はありますので、完全に限定はしていませんけれどもやはり危険地帯というところで、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、地滑り等、そういった危険区域ということを考えております。

(議長) 委員 G よろしいですか。ほかにございせんか。ないようですので提言案の訂正文についてはこのままこれで決定したものといたします。

続きまして、各項目の議論に入っていきたいと思います。市民委員の資料の提言案の11項目のうち、前回3項目目の途中まで議論が終わったところでございますのでこの項から進めていきたいと思います。本日は場合によっては先ほど司会の方からもございました、時間延長も考えられるということですので、今回なるべく最終ということで進めるためには時間の都合もございまして、法律に関することで色々ご指導いただいております委員 I の時間の都合も考慮しまして、項目ごとに必要に応じて委員 I のご意見を頂くこととさせていただきます。そのことについてはご承知ください。それでは3項目目についてご発言を求めます。よろしく申し上げます。委員 B どうぞ。

(委員 B) 3の③ですね。そこでですね、「事業計画地の敷地境界より100m以内」という部分で、前も議論したのですが、説明の中で周知を図る範囲であるというお話でし

たので、周知を図るということは参加できるということでありますので、この100mはいいのかなと私は思います。

あと、後半部分なのですが、「設置により影響を受けると考えられる合理的な理由のある」の「合理的な理由」というのもちょっと分かりにくいのですが、それはどんなことを考えているのかあったら教えてほしいということ。それと、そのあとの「全ての住民、土地および建築物所有者」とあるのですが、「全て」の範囲というのはものすごく広がってしまって、極端に言えば、日本国民だけなのか外国まで広がってしまうのかというようなことも考えられるのですが、どの辺の範囲を考えられているのかということ。あと、「地域住民団体（行政区および自治会等）」とありますので「行政区および自治会」なら分かるのですが、その“等”の範囲をどのように考えているのかその説明を頂けたらと思いますが。

(議長) ただいまの委員Bの質問ですが、「合理的な理由」、「全ての住民」、地域住民団体の括弧付けの中の“等”、この3つについて説明していただきたいと思いますが。委員Dどうぞ。

(委員D) まず、「設置により影響を受けると考えられる合理的な理由のある」が「全ての住民」に係っております。ですから、「全ての住民」というのは日本とか外国とかではなくて、そういう理由のある全ての住民ということで、設置によって何らかの影響を受ける方々ということです。ですから、まるっきり無関係な北海道の人とかそういうのは入りませんので、実際にパネルが見えるとかパネルの何か音によって影響を受けるとか、その景観・環境等によって影響を受けるという意味です。

そして、「合理的な理由」というのは、基本的に法的にこういった言い方をすることが多いと思うのですが、全く意味のない理由ではなくて、パネルの反射光が見えるとかパソコンの音が聞こえるとか、観光上そこにできることによって、例えばホテルやペンション等経営されている方が営業上の影響を受けるであるとか、何らかの影響を受けるといわれる方は参加ができるという意味です。

これは100m以内の住民・土地所有者等に対しては、事業者が義務として説明会があると、説明会に来てくださいと。もしくは来られないのであればそういった事業計画を説明に上がるとか、そういったことをする義務があるということで最低限度としております。それ以外に関しては、標識を見て、そこに太陽光ができれば自分が影響を受けるかもしれないからぜひ説明を聞きに行きたいと、そういった方たちは聞きに行けるという意味です。

そして、地域住民団体というのは私もちょっと言葉が分かりにくくて色々な意味を含んでしまったのですけれども、行政区と自治会というものではないかと思ひまして、地縁による団体とか色々なものがあるようなので、そういったものを全部含んでいますよという意味で、条例ですから今後そういった名称が変わるかもしれないので、あくまでも地域の人たちの何らかの団体という意味で書きました。自治会等の“等”というのも今言ったように、ほかの名前、組とか色々なものがあるかもしれないので“等”という言い方をさせていただきました。

(議長) 委員Bどうぞ。

(委員B) 分かりました。そうすると、100m以内の方については当然周知、個々に何らかの形で知らせをしなければならぬけれど、それ以上の広がっている人たちについては、例えばその設置場所に看板を立てるとかそういう形で周知を図るという消極的な周知でいい訳ですね？知った人が来た場合は、その説明会の参加を拒まないということをごここで言っている訳ですね？

(委員D) はい。

(委員B) 分かりました。確か行政区というのはもちろん今この地域にありますから分かりますし、自治会というのと同じような意味である訳ですが、それから外れている人たちのグループが例えばあるかもしれませんからね、言ってみればそういう極端な広がりではなくて、地域によってそれなりの常識で考えて合理的な理由もある範囲の人たちにはせめて説明を聞くチャンスを与えてあげる、また意見を言う場を与えてあげるという意味でいい訳ですか？

(委員D) はい、そうです。

(議長) 委員Hどうぞ。

(委員H) 3番のところを今やっているのですよね。それで、自分も最近ちょっと状況が急に変ったので、認定を受けずに発電所を作る可能性が段々強くなってきていて、認定を受けてから地元説明会ではなくて、東電に申込みをした段階でも説明したいので、3の①の下にごちゃごちゃ書いてある、認定がなくても事業計画をそこに貼り付けなさいということなのかどうかそこも含めて。認定を受けずに自由化市場でこれから大規模な発電所を作る人が出てくる可能性もある。なぜかという、実は今回大規模なものの入札が全部却下されたのですよ。それで、自由市場で入札とか関係なく売人が出てくれば、要するに東電とかに申し込みをして地元説明会という流れになるかなと思いますので、下に書いてあるものをどこまで公表する必要があるかこれまで表示する必要があるかどうかを含めて再検討した方がいいのかなと。設備認定を取ることが前提になっているような文章なので、認定を取らないで事業を進める場合はどうするかをちょっと決めていただきたいなと思います。

(議長) 委員Dどうぞ。

(委員D) この条例の骨子案に関しては、基本的にFITだけを対象としているものではないです。あくまでも太陽光発電設備の設置です。今の指導要綱もそのようになっています。ですから、それが全く同じなのですが、ここでFITの場合というのは、唯一FITの認定を既に取っている設備については設備IDを記載すると。それ以外は別に特に認定とは関係ありません。

もともとFITは特別措置法ですので最終的にはどこかでなくなる法律ですから、あくまでも太陽光発電設備を設置するものを全ての対象になるようになっておりますから、FIT認定設備でない本来の経済活動としてやられる売電であれば、あくまでも計画段階。もともとの経済産業省のガイドラインでもそうですし、山梨県のガイドラインでもそうですけれども、設備認定を取ったとか東電との接続契約がで

きたというのは基本的に関係なくて、事業計画を作った早期の段階で地域に周知することというのがもともと求められておりますので、事業計画ができた段階で周辺住民に説明することが基本姿勢です。その中でもF I T認定設備である場合には設備I Dを記載してくださいよとそこだけです。

(議長) 委員H よろしいですか。ほかございませんか。ただいま3項目目③のところ皆さんのご意見を伺っています。委員B どうぞ。

(委員B) 上の方はいいのですが、黄色の但し書きの部分で、屋根に設置する太陽光設備について「反射光の影響がある場合にのみ該当する住民への説明」と書いてあるのですが、言ってみれば、屋根に設置する住宅用の太陽光については市も補助金を出して推進したという経過もありますし、また再生可能エネルギーの推進の中でやってきている訳であります、それになった場合、私は屋根に乗っているのが平均的に何kWかちょっと分からないので、それが例えばこの条例の対象になり得る可能性があるのかどうかお聞きしたいです。

(議長) 委員D どうぞ。

(委員D) 基本的に住宅用の太陽光というのは10kW未満です。一般住宅ですとだいたい5～6kW。10kW以上としますと、太陽光のパネルだけで100㎡近くなのですね。そして、北側にも乗せる方はいらっしゃらないので、そうすると屋根だけで200～250㎡必要なのですよ。ですから、全く屋根がないということではないのですけれども、学校や倉庫、工場、集合住宅、そういった大規模な設備になります。それで、大規模な設備の場合は周辺に対するパネルの枚数も多いので、やはり反射光とかそういったものはある程度気になるのではないかということで、10kW以上に関してはそういったものがある場合は説明をするということを加えさせていただきました。ですから、ほとんどの今市が補助金を出している一般住宅というのは5、6kWがやっとなら3kWのものもございまして、ここには入ってこないと思っております。

(議長) よろしいですか。ほかございませんか。委員I。

(委員I) 工期を急ぐということで、できるだけ今日の会議で取りまとめると伺っておりますので、一方で残り項目がかなりまだあるという状況だと思います。それで、結構技術的な問題も含まれていて、これは一つ市民委員の皆さんでまとめられた意見ということになるほどと多々感じることもある訳なのですが、実際今日これを全部詰めるというのはなかなか難しいのかなという気もしております。

私の意見ということで、例えば今の3番目の項目でも、これは前回も議論になったのですけれども、署名を要件にするかと。さらに、意見を書かせるかとか、その辺りで我々が全く意図していない使われ方をするおそれもあるのではないかと。ところとか、例えば標識の設置についても説明会開催日を基準にするのがいいのか、それともむしろ工事の着工に着目してそこを基準にするのがより統一的な規制としてやりやすいのかとかですね。そういった条例を作る上での幾つか技術的な検討というのも必要になるのかなと思っております。

です。私の意見としては今日できる限りこれを提案としてまとめるということだと思いますが、その中に許可基準とかこういった技術的な要件の部分については、改めて受け取った市の方でよく全体的に確認をしていただいて別途の条例の目的、これは先ほどの1ページ目の趣旨というものがある訳ですが、それを達する上での必要性、それから技術的な実施の可能性、事業者の負担の程度なども勘案した上でいい最終案を作ってくださいという内容も意見としては申し上げておきたいなと考えています。以上です。

(議長) ありがとうございます。この3項目については以上でよろしいでしょうか。次に移りたいと思いますが。

それでは4項目目について皆様のご意見を求めます。委員B。

(委員B) この禁止区域ということになると相当厳しい表現になりますので、ここに挙げである国立公園、国定公園、保安林、砂防指定地などは当然のことです。これは当然禁止区域でなければこの地域が守れないということ。

ちょっと気になるのが、土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域と挙げている項目なのですが、これについても言ってみればレッドゾーンとイエローゾーンの話ですが、例えばレッドゾーンといわれる特別警戒区域については、住宅を建てる場合でも擁壁の設置とかそういう規制がされている訳であります。それに加えて、細長い範囲ですから面積的には影響がないということで、そういう点を考えればこれも含めていいのかなと思います。

あと、土砂災害警戒区域については面積的に広がってしまうので、結構規制が厳しいのかなと思ったのですが、このところ日本全国に起こっている豪雨による被害状況を考えますと、やはりあえて指定するということは危険性があるということで指定していますので、住宅ならともかく、そこに太陽光の設置までそこへ認める必要性はどうなのかなという感じがしまして、私としては土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域については禁止区域に含めた方がいいのかなと思います。

(議長) これについてはご意見ありますか。このままでよろしいですか。委員Dどうぞ。

(委員D) 前回もお話したのですけれども、ちょっと補足説明をさせていただきます。基本的に土砂災害警戒区域というのは平成12年にできた法律であって、その時点で既に土砂災害警戒区域、特別警戒区域にはたくさんの方が住んでいたという現実があって、その方たちにハザードマップによってそこは危ないですよということを知らせる。そして、本当に酷い特別警戒区域については移転を勧めるといったことをされたという、あくまでもその地域に住んでいる方に危険を知らせていち早く逃げてくださいという法律な訳ですね。ですから、そこに太陽光発電設備を設置してよいかどうかということがもともとの法律の中で想定されていないという事実があるということを理解していただきたいです。

特別警戒区域においては、擁壁をコンクリでやるとかそういった基本的なことが決められておりますけれども、残念ながら建築家の方々に聞いたら、「そんなものがあっても土砂災害が起これば上を土砂が流れていくので基本的には何の意味もない」

ということをおっしゃっておりました。

それから、そこでもう一つ考えなければいけないのが、あとから出てくる強度計算の話なのですが、残念ながら太陽光発電設備については本来そういう傾斜地に作るという想定が電気事業法、電気設備技術基準の解釈の中でもととないのですね。ですから、本来想定されていないものをどうやって構造計算するかということすらはっきり決まっていない。そういったものを特に一番危ないという急傾斜地に作るということは非常に危険であると思います。

住宅についても、土砂災害特別警戒区域や警戒区域に新たに作る場合には、重要事項説明として不動産会社は必ず説明しなければならないということになっています。ですから、それでも住むのだったら自己責任ということで家は置いて逃げてくださいという話なので、ちょっとその辺をぜひご理解いただきたいと思います。

(議長) 委員I どうぞ。

(委員I) 禁止区域については、住民の安全上の観点で停止したいというご趣旨は本当によく理解できるところです。ただ法律上の問題として、どうしても禁止という効果が非常に大きいだけに、法的に見て安定的に大丈夫かということについて、やはり懸念は残っていると思っています。

今回この委員会の一つの考え方として禁止の方向でという提案を出されることはよろしいかと思いますが、私自身の専門家の意見としては、それ以外の同じ目的を達成できる、より制限的でないほかの手段がないかということは改めて市の方でもよく検討してほしいということを意見として申し上げさせていただきたいと思います。

これは技術的な問題も関わるので、具体的にこういうことと申し上げるのは難しいのですが、例えば一定以上の緑化率の確保であるとか、開発割合の面積割合で制限するとか、鉄筋コンクリートの土台をきちんと作ることとか、そういった手段で安全性を確保する場合には原則抑制ということなのだけでも、例外的に許可を与える場合があると。そういう、より制限的でない他の規制措置の余地がないかということをご検討いただきたいと思います。

(議長) 委員D どうぞ。

(委員D) 専門家の方に大変おこがましいのですが、私はその部分に関しては全く意見が違います。私自身も随分色々専門家の方にもお伺いした中でお話している部分ではあります。ここに関しては、要するにこの法律自体がそこに太陽光を作るかどうかということを中心に想定していないということと、土砂災害防止対策の推進に関する法律、砂防法、そういったものが、本来の目的は住民の生命・身体に危害を及ぼさないこと。そして、砂防法においては治水のための施設ということで、そこに上から土砂が落ちてきたものを受ける場所というために作られています。そして、その工作物で2m以下の掘削ということ考えた時点での想定は、あくまでもそこに何らかの柵を何本か打つとか、その面積全てを太陽光で埋めるということは全く想定されていないし、禁止することは立法の趣旨を決して阻害するものではない

と私は思っています。

そして、前回からも緑化するというお話をされていましたが、砂防指定地に緑化して、全体の3,000㎡のうち1,000㎡に太陽光を設置することがいいのか。そこは上からの土砂を受けるための場所な訳です。そして、そこにもし土砂災害が起きてコンクリだけが残ってパネルが埋まる、そこには有害物質も入っている、その地面にたくさんの土砂が積もったらそれを誰が退けるのか。私自身は砂防指定地、土砂災害警戒区域、特別警戒区域は何らかの方法で許可するというのはあり得ないと思っています。

そして、先ほども言ったように、現段階ではそういうところに対応できる強度計算といったものがないのです。ですから、本来は平地にしか作れない形になっている。それをぜひご理解いただきたいと思います。

私から一つ逆に質問なのですが、国立公園と国定公園について、これは実は書きながら難しいと思っているのですね。これは平成27年と29年に特別区域と普通地域それぞれにきちっと太陽光に関する許可基準ができています。普通地域では1,000㎡以上、特別区域では2,000㎡以下であれば審査基準によってできているのです。

ただ、実例がないのですがこの審査基準というものがちょっと曖昧で、ほかの場所ではできないものとかが書いてあって、ほかの場所でできない太陽光ってどんなものだろうという。国が作った審査基準自体が非常に曖昧なので、これは特に北杜市では国立公園や国定公園が全体で3つもある中で、やはり守りたいということで禁止はできないのかなということを入れていただいたのですが、逆にそこで既に太陽光を目的とした許可基準があるものに対してどんなことができるのかをお伺いしたいのですが。

(議長) 委員Ⅰ よろしいですか。

(委員Ⅰ) まず、いずれも上乗せ条例であるということではあると思います。特に上乗せ条例が直ちに禁止されるものではないので、有効性がより認められやすいのは狭義安全上の理由ということだと思います。ですので、保安林とか砂防指定地とかこういうものは本当に禁止してしまっていていいかということは先ほど申し上げた問題点があると思いますが、法律よりも厳しい規制を課すという発想自体は認められやすいと考えています。

一方で、今お話があったとおり、国立公園と国定公園のところで、今おっしゃられたガイドラインはまさに国が太陽光をより広く認めていくという流れの中で作られたと認識しておりますけれども、基本的には一回自然公園の環境と太陽光で調整を図ったものでありますから、自然環境を守るというニーズと太陽光というもので同じ目的でより強い規制を課すということについては、おっしゃるとおりより厳格な審査が適用される可能性が高いと思います。

直ちにちょっと上乗せでも違法なのかということについては、どうしてもグレーゾーンになるのですけれども、一つはやはりこの地域がほかの地域と少し違う面も

あると。もともと地域として自然環境を大事にし、観光が重要な産業としてあり、この地域の自然環境を目的として移住して来られる方もいると、それがまた一つの資産価値なっていると。こういう事情を考慮してより強い規制を課すということは一切認められないとは思いますが、やはりその程度では自ずから限界があって、基本的にまさに特別地域とか一種の地域は許可がそもそも下りないとなっていると思うので、それは確認して市としても認めないという部分であるとか、それ以外の地域においても事業者が達成可能な範囲でより多くの緑化率を達成していただくとか、そういった合理的な事業者が対応できる範囲で規制を課す分には違法とされない可能性は十分あるのではないかなとは思っています。

(議長) 今のところの説明の類似の目的については既存の規制がございますのでより注意を払うべきであろうというようなことだと思います。委員Hどうぞ。

(委員H) 事業者側の意見としてなのですが、先ほど委員Iがおっしゃった技術的な面でどこまで細かく今回の提言を決めるのかというので、私もそう思うのですが、要するに実際に作る側としては色んな規制があって費用も掛かります。これからそういう太陽光の利益が出なくなっていくのですが、傾斜地は作らないとかそういうことではなくて、傾斜地だからこそ自分は作りたいという事業者の立場もあるのですね。北杜市は南斜面ですから。そこを上手く活用しながら危なくない所を選んで建てていきたいなと思っています。

だから、禁止区域を一括して何とか警戒区域とか、どこがそうになっているのか分からない訳ですよ。まず最初に決める場合に指定地が市で指定されているけれど、実際に現場で見てこれがどこの地域にあるかというのは本当に考えたこともないです。ただ地形を見てこれは危ないか危なくないかは経験的に事業者は分かっていますので、あえてそういう危険な所に立てたいとは思わないので、このところをもうちょっと周知というか、どういう地域がどうなのかというのを具体的に条例化するときにもうちょっと揉んだらいいのかなと。

(委員B) ちゃんと出ています。

(委員H) それはあるにしても、土地を既にもっている人もいる訳ではないですか。そうすると、色々あとから条例化されて作れなくなるとか、そのように周知する期間だとかある程度いるのかなと思うのですけれども、そのところは今回提言として禁止と委員Iがおっしゃったように、バツとここで禁止してしまうとすると自分だけではなくほかの会社でも計画しているので影響は大きいなと思うのですよ。だから、そのところはなるべくしない方向に行くようにはするけれども、ある程度段階を踏んでいくためには今回の提言書の中で白黒はっきりさせるのではなくて、このあと条例化がある訳ですよ。その段階でもうちょっと専門的な立場で議論して決めていったらいいのではと思います。ここで提言として今回委員会でもうちょっとアバウトなものを出して、更に細かく決めるのは次の段階と自分は思うのですけれどもいかがでしょうか。

(議長) 委員Bどうぞ。

(委員 B) 発言を聞いていると委員 H さんは結構色々勉強されているので、私が今言ったイエローゾーン・レッドゾーンを知らなかったと聞いて非常に意外な思いなのですが、せめてこういうことは意識した中でやってほしいなど。ちゃんと本が出ていますから。

それは余計なことなのですが、そこで私もさっき市民委員の皆さんの提案どおりでいいですよと言ったけれど、特別警戒区域と土砂災害警戒区域は特に根拠法令がないという中で、要拡大すべきだよということと言った訳ですね。その理由はあえて私が言うまでもありませんが、例えばイエローゾーンであっても急傾斜の崩壊と土砂災害が発生した場合、住民等の生命又は身体に危険が生じるおそれがある地域がイエローゾーンであって、レッドゾーンはもっと厳しい危険の可能性がある地域ということで定められている訳ですね。

そういう中へ、住宅の場合は土地利用とか財産権の問題がありますので、せめて擁壁を作るとか対応していくことはいいと思いますが、あえて太陽光をそこへ設置してもらう必要があるかどうかということですね。というのは、今までの中でも行政指導しても色々お願いしても、現実には看板すら建てる人たちが4割しかないという実態がある訳ですね。業者の皆さんがしっかりやってくれるとは思いますが、基準どおりにきちっとやってくれる大前提、性善説であるならともかく、現実にはそうでないという実態もあります。

それに加えて地元の所有者が自分の生活のためにやるという話ではまだまだ何とかそちらに傾く可能性はあるのですが、そうではなくて、実態を見ると外部からの資本がほとんどであるというかたちで、今回の場合は太陽光のための業者がお金があれば会社を作って太陽光を建てるためにやっている。また、これはあくまで危惧とは言いませんけれど心配の種としてそれが分割されて商品として売られているという実態をみますと、20年後どうなるのかと諸々心配がある訳ですね。

そういう点考えた場合、私はせめてこれだけ指定しているイエローゾーン・レッドゾーンについては、委員 I のおっしゃるとおりでありますけれども、一歩やほり上乗せ規制としてここまで踏み込む必要があるのではないかと。なぜ太陽光について多くの皆さんが心配したことに今我々がこれだけ10回の会議を開いてきたかというのはそこにあると思うのですよね。ですから、あまりアバウトな話になってしまうと何かこれがまたぼやけてしまいますから、やはりきちっとした提言をして、その中で提言に沿って最大限尊重して市は条例化に一步進んでほしいということです。

長くなってすみませんが、そういう意味から言って、私はイエローゾーン・レッドゾーンについては禁止区域にしていいたのではないかと思います。

(議長) 委員 H どうぞ。

(委員 H) 基本的には委員 B の言うとおりでと思いますが、実際に計画している人がもしいたとすれば、ちょっとそのところが委員 I が言っているように今ここでちっと決めることはどうかと。今言われたように提言としてならいいけれど、実際に条例

化するときに技術的に委員 I がさっき懸念したように上乗せ条例ということになるとどうなのかなというものもあります。例えば、砂防地域とか面積が広くなるということですね。土砂災害特別警戒区域とか砂防地域よりももっと更に指定の地域が広がるから、より計画している人が増えるから影響が大きいかなと。

(議長) 委員 H。ご自身がおっしゃっているとおり提言ですので、このあと条例制定については色々な意見も交えながら法的なものとしていきますので、今の意見は反映されておりますのでそういうことに収めていただきたいと思います。

(委員 H) 了解しました。そういうことでよろしくをお願いします。

(議長) 委員 D どうぞ。

(委員 D) 事業者の方のご意見と真っ向から対立するのは最初から分かっていることなのですが、特に今回の太陽光の問題、景観とか環境とか色々ありますが、一番大きいのはやはり住民の安全です。特に北杜市は非常に土が流れやすいです。昨日の台風でもあらゆる砂利道が通れなくなって、車が止まるような道が山ほどあると思います。そういう中で、砂防指定地や土砂災害警戒区域に新たに作らせる必要があるのかということを実際に考えていただきたいと思います。

そして、前回の検討委員会的时候に、確か私たちが禁止区域にしたい所に設置があるのかということを実務局の方にお伺いしたときに、1か所だけというお話を伺ったとは思いますが、さすがに砂防指定地や土砂災害特別警戒区域、災害警戒区域には今のところ設置はない訳です。資源エネルギー庁のガイドラインでも、そういった危険な区域には作らないようにということ、遵守事項ではないながらも当然書かれている訳ですし、本来責任ある事業者であればそんな所に作るべきではない訳です。

この間の北海道安平町のあれだけの3,000か所の土砂災害の現場を考えれば、やはりここは皆さん上乗せ条例というのは別にできない訳ではないのです。そこには色々考えなければならぬということは委員 I のおっしゃるとおりですが、できないことではないので北杜市の標高の高い傾斜のきつい場所において、今までも土砂災害警戒区域や特別警戒区域に作られていないのです。そこにわざわざ条件をつけて許可するのは今より甘くなるようなもので、逆に作ってもよいですよとわざわざ言うようなものなのです。

それをぜひ考えていただいて、何のためにこれだけ10回も集まって皆で議論しているかというのは、やはりこの環境と住民の安全を考えるための条例であって、条例は別に法律がないとできないということではない。あくまでも条例は地域の特別な事情を考慮していかに地域の安全や環境を守るかのためのものです。それをぜひもう一度考えていただきたいと思います。

(議長) それでは、市民側事業者側からの意見を頂きましたが、第4項目目については皆様よろしいでしょうか。ご意見ございませんか。委員 E お願いします。

(委員 E) 私も委員という立場の中ではこういう形の中でやってきて、今説明があったようにあえてそこをという話もそれは当然だと思っています。ただ、条例になるとい

うところの中で、くどいようですが委員Iがおっしゃるような技術的な問題が色々ありますから、我々としてはこういう提言をしましたよというところの中で、あとは市の方がしっかりそういうことを踏まえた中でやるのだけれど色々な問題があったからこういう格好だということもあろうかと思しますので、そういうところもあるよというところだけ今承知をしておいてもらうという格好で私はこのままでいいなと思っています。以上です。

(議長) 委員Aどうぞ。

(委員A) 委員Iと委員Hの意見が対極するようなイメージを受けたのですが、基本的には委員Iの弁護士の立場として技術論的にはこういうことがあるのだということを見無視してこの項目は取り過ぎられませんよという助言をされている訳です。ただ、委員Hがおっしゃるようにこれは単なる提言であって、どうなるかというのはこれからの問題ということで、イメージではこの提言の趣旨を曲げるような発言なので私は認める訳にはいきません。

ただ、基本的には今日どれだけ時間が掛かるか知りませんが、最後に、一番最初に議論したこの審議会では我々がこれだけ頑張ってきたという精神をどこまで担保するか。逆に条例化するときには我々がどこまで見届けることができるかということが我々の使命であって、誰々に皆さん良い条例をよろしく願いますだけで済ませる問題ではないということを一言議事録に残しておきたいと思っています。よろしく願います。

(議長) それでは、この項目について意見は出切ったと思いますので次の項目に移らせていただきます。

第5項目目になりますが、頂いている資料2はこの項で説明ですか。では委員Dから説明をお願いします。

(委員D) 前回の資料9で事務局の方に作っていただいた資料を見させていただいて、私の最初の説明が足りなかったのかなという部分もありますが、これはある意味数字的・理論的なものかなと思います。もうちょっと実際の設置状況に合わせて現実的な数字で作直させていただきました。

まず一つは、一番最初に私が1kWあたり15㎡というお話をさせていただいたのですが、概算ですが、1kWあたり15㎡というのは設備の面積だけではなくて、15㎡であればだいたい500kWとか300kWくらいであれば5mくらいの通路もできるのですね。要するに、事業地が全体で1kWあたり15㎡できるという意味なので、ここに書かれているように例えば30m×25mで750㎡の所に5mのスペースを取ると、300㎡になりますよ。これを15㎡で割ってしまうと、この中に既に通路とかいわゆる空きスペースもある程度入っているので、これだと小さくなりすぎるのですね。ですのでちょっとそこら辺を変えさせていただきました。

もう一つすぐ下に、隣接地に宅地がある場合に10mの離隔距離を取るとこうなりますよというものがあるのですが、現実的に四方が家に囲まれるとこの土地にど

こからも進入できない土地になってしまうので、四方を囲まれるということはまずあり得ないと思います。

あとは、実際の設置状況を見ると住宅が二方三方パネルに囲まれるという実績はたくさんあるのですが、少なくとも進入路が片方あるとして三方に家がある袋小路のような場所にパネルを作ったという実績は私は見たことがないです。現実が一番多いのはまず片一方です。要するに、南側に家がある場合はパネルが日陰になりますから、通常の場合は住宅の南側に太陽光を設置します。パネルの発電量を多くしたい訳ですから。それが最も多いです。これも1 MWや2 MWになれば三方が家というのもあり得ますけれども、ここに書かれている50 kW未満が1件という場合には、ちょっとこの形は現実的にはないと私は考えています。

先に資料2を説明させていただきます。こちらの方に同じように30 m×25 mとあったので、それと同じ形にさせていただきますと、50 kW未満を750 m²に作った場合ですね。左側の方は、家がない場合に全部5 mの離隔距離を取れば中は300 m²になりますよと。300 m²の中身なのですが、実際私たちは提言案の中で1.5 m以下の高さということをおっしゃっています。これはパネルの角度が10度です。そうすると実際パネルもたくさん置けるし、なおかつ景観・環境的にも高さが低くていいということで考えておられます。そうしますと、パネルの角度が10度ですと日射角とかを考えて、パネルとパネル、アレイ間の通路を1.2 mとしています。実際に私も何件かの事業説明会に行って、かなり設計図等を手に入れておられます。そういった中で、10 kWでほしい1.2 mというのはかなり現実的な数字であると思います。

それで計算しますと、実際の設備に要する敷地面積というのは、1 m²あたり8.54 m²/kWで計算しています。もちろん土地の向きや傾斜、周りに森があるとか家があるとかによって多少変わりますが、基本的に8.54というのはかなりたくさんの実績を基に計算したもので、かけ離れてはいないと思います。そうしますと、50 kW一個の場合はここに35 kWの太陽光が設置できると。50 kWの予定が35 kWということで、減る部分はありますけれども、一応これで建ぺい率というのがいいのかどうか分からないのですが、敷地割合としては40%になります。

そして同じ50 kWに、一番多い例ですけれども北側に住宅がある場合とすると、そちら側は10 mのセットバックが必要となります。そうすると、設備面積の割合は27%、23 kWということになります。ただ、現実として考えていただきたいのは、50 kW未満1件という設置は非常に少ないです。ここで実際96%設置されている50 kW未満というのはほとんど分割案件です。分割案件でも30件、40件、一番多いのは60件までございます。ですから、平均して最低限2件、3件の分割案件は当たり前という形です。

約100 kWの面積でこちらを計算しますと、下の真ん中の図ですけれども、家がない場合は100 kWで1,505 m²の土地をご用意されている方の場合、5 m

の離隔距離を取っても97kWは設置できますよと。これは建ぺい率が55%になります。

そして北側に家がある場合、一方方向を10mにした場合は77kWになって44%。これは縦横のバランスが変わるとまた変わるので、一応その例も載せているのですけれども、こちらですと82kWで建ぺい率が47%。

なぜこの辺がある意味比較原則として妥当だろうと考えたのは、まちづくり条例で決められている建ぺい率が、場所によって違う訳ですけれども40%~50%ですから、その範囲にはある程度収まっているだろうと。非常に難しい点は、50kW未満で家がある場合は27%になるので、これはかなりの負担をしていただかなければならないと。ただ、やはり住宅の真ん前に作るということは特にこの北杜市という地域で考えれば本来は望ましくないなのでこのくらいの覚悟でやっていただきたいというのが一つです。

ただ現実には、先ほどもお話したように50kW未満の1件というのは、今の認定情報を見ていた中でもう既に設置は終わっています。というのは、今太陽光の設置工事が非常に少ないのですけれども、これは前からお話しているように高压の容量がいっぱいになっているので、今現在止まっているのは高压扱いになっている複数分割案件と50kW以上の高压案件です。ですから、これから設置されるものは50kW未満1件というのは考えにくいです。

実際そういう状況ですし、色々計算してみたのですが、実際5m、10mというのをやった場合に問題になるのは50kW未満1件だけなのですね。それについてはセットバックをやることによって小さい規模になってしまう。ただ、今言ったように50kW未満1件というのは今後においてはほとんどないと私は考えています。ですから、これからは更に大きな設備が多くできてくるということをぜひお考えいただきたい。そして、今実際に設置を見ると、敷地境界から10cmとか本当にぎりぎりまで設置されていますよね。それが急に5mか10mかと皆さん考えられると思うのですけれども、なぜ今これだけぎりぎりになっているか。今実際私がお話した1kWあたり15㎡でやれば、5mくらいのセットバックは今でも十分できるのです。

でもそれをなぜやっていないかというのは過積載なのです。これは、本来50kWだけでもパネルだけをたくさん増設して、それによって朝晩の発電量をたくさんもらって儲けようということで、2015年くらいからせっかく空いていた後退距離にどんどんパネルを埋めていったその結果です。ですから、本来5mのセットバックというのはもともとの土地の考え方からすれば十分できたはずなのです。ところが、そういった過積載がどんどん横行している。そして、過積載については禁止ではないのですけれども、新たな調達価格にしろと。40円で既に認定を取っている人は、過積載をするのだったらその時点の認定価格になりますよというように変わりました。ただ、変わっただけですから、それを受け入れればどんどん増設できる訳です。ですから、やはりそれを止めるためというか、そこをきちっとし

た形でやってもらうためには今もできる限り後退とかそれでは駄目なのですね。ですから、はっきりと離隔距離何mということをやらないといけないと思います。

そして、長くて申し訳ないのですが、昨日10月1日時点で認定情報が公開されました。これを見ると、どんどん過積載は酷くなっているのですよ。実際今までは1.5倍の過積載でした。ただ今回を見ると、なんと3倍4倍という過積載が出ているのです。私はこれは間違いではないかと思って資源エネルギー庁に聞きました。そしたら入力ミスではありませんと。実は最大10倍までありますと。ですから、50kWとって500kW作ってしまう人がいる訳です。これはパソコンが持たないのではないかと色々な話がありますけれども、逆に非常に負荷が掛かるので危険だと思います。ですから、そういったものがあるから目一杯になっているのです。

実際、その過積載の分は調達価格委員会で決める時のコストに入っていないので、事業者にとっては単なる儲けです。前に確か委員Iがおっしゃった、本来貰えるべき利益が投資をしたのに貰えないということではなくて、本来認定を受けたときに考えられていた利益以上の利益を取るためにあれだけ目一杯設置されていると。それが本来の認定価格のときの設備利用率と同じようになれば、ある程度環境にも配慮した形になれるということなのです。ですから、そんなに無理なことを言っている訳ではないということをぜひご理解いただきたい。ちょっと分かりにくいですが、よろしくお願い致します。

(議長) 以上の説明が資料2に基づいて、5番目の項目はだいぶ長いのですが今委員Dからお話がありましたが、中身は山岳景観形成区域と田園集落景観形成区域ということで2つに分かれています。一つ一つ当たっていきますか。委員Hどうぞ。

(委員H) 基本的にはもう理解できているのですが、私の知っている事例で自分の庭に作ったり隣の畑に作っている人がいるので、家が建っててもすぐ脇まで自分の土地だからと建てている人がいるし、これからもしそういう希望者がいた場合にそこまで条例で規制できるのか。外から見える景観は道路から5m引込むとかそういうのは守らなければいけないのですけれども、家との距離が10mというのはあくまでも他人の家という考えでいいのか、自分の家なら脇まで立てていいのか、そこは条例なので、実際に太陽光があっても隣に建てる人がいる訳ですからね。他人でも隣に建てる人がいるのと、基本的に自分の家だったら自分の太陽光を建ててもいいのかなど。条例としてそれに例外事項を設けていただけなのか、そうでないと立てたい人が立てられなくなってしまうというおそれがありますので、よろしくお願い致します。

(議長) ほかにございませんか。委員Dどうぞ。

(委員D) この住宅に関しては、あくまでも他人の家を想定しております。自分の家の真前だったら50cmでも10cmでもどこでも立てていただいて、人の迷惑、いかに地域の環境、周りにどれだけの影響があるのかということを考えているのでこれは人の住宅です。

(議長) 全般でのこういう意見があるということによろしいですか。意外と時間を食いながら進行しているようですが。そうしたら5項目目、ちょっと長いのですがどなたかご発言ございましたらお願いします。

(委員B) そろそろ休憩をどうでしょうか。これは結構長くなりますよ。

(議長) そんなになければ逆にここで話したいと思ったのですが進捗がございますので。それでは委員Bの方からここで休憩を挟んだらどうかということでしたので、10分間休憩を取りたいと思いますので一時的に中断します。それでは休憩に入ります。

【休憩】

(議長) それでは時間となりましたので議論を再開いたします。先ほど休憩に入る前に申し上げましたが5項目目はちょっと長いです。それと時間の都合もございましてなるべく簡潔な意見としていただくことをもう一度皆様に申し上げて、これより5項目目の議論に移りたいと思います。ご意見がある方はお願いします。委員B。

(委員B) 今委員Dの説明の中で、例えば50kW未満の認可を受けているにもかかわらず、実際は10倍の500kWの発電が可能であるということで、それも資源エネルギー庁が承知だよという話があったのですが、そんなことは許されるのでしょうか。

(議長) 委員D。

(委員D) 現実的には許されるという形ですね。それをしてはいけないということではないです。ですから、私はある種脱法行為だと思うのですけれども、パワーコンディショナーの出力と太陽電池の出力があって、どちらか低い方で認定を取れるということが最初に決まっているのですね。当初考えられたのは、パワーコンディショナーが5kWで太陽電池が5.5kWとかそういった例が載っていたのですけれども、要するに実際に朝晩はその設備の出力を全然フルに使えない訳ですね。10%、20%しか発電できない。その時間でもフルになるように太陽光パネルをたくさん並べると。それから、パネルの価格がものすごく下がってきたということで、それをたくさん並べることはそれほど大きな金銭的な問題ではないということです。

今朝ほど調べたら、だいたい2.2倍が今の平均です。3倍4倍というのは最近出てきた新しいものでびっくりしたのですけれども、今それを規制する法律はないです。エネ庁の方は「パワコン壊れるかもね」と言っていました。ただ、それが静かに壊れてくれればいいのですけれども、そこに火災の問題とかあります。私は素人なので分かりませんが、パワコンに非常に負荷が掛かる。もともと3倍4倍10倍などというものを想定していない訳です。非常に問題だとは思いますが。

そういった点も含めて、本当は次の6項目目でお話しするのですけれども、FITの一番の問題というのは、とにかく制度設計に大きな問題があるということなのです。最初に委員長の話で太陽光が是か非かというようなことがあったのですけれども、私たちは太陽光発電が良いとか悪いとかそういうことは一切お話ししないでこの設置のあり方が問題なのです。特にFITがとにかく認定ということだけが先に走り出してしまっていて、安全基準や立地規制といったものが全く置き去りにされている状態です。ですから過積載ということも、事業者の方は皆さん頭が良いの

でいかにして儲かるかということをどんどん考えていく訳です。それに法律が全く追いついていない。安全基準も追いついていない。それが現実だと思います。

ですから、お答えとしては今の段階では規制はないです。ただ、経済産業省の産業保安グループの電力安全課の中の有識者会議ではそういったことも話し合われてはいるらしいです。

(議長) 委員Bどうぞ。

(委員B) 今非常に納得しかねるようなことをやっている訳ですね。でもそれを言っても仕方がないので。先ほどの説明の中で50kW未満はもう終わっているよという話がありましたよね。要するに、これは50kW未満だけを単独でやる。小さいものはこれからはまず発生してこないというお考えですか。そこで、これは一番問題なのですが、例えばよく話で出てくるのが、複数案件で50kW未満がずらっと並んでしまってメガソーラーの容量になっているにも関わらず50kWで安くやっているとか、また、逆に大きく開発をしてそれを分割して50kW未満にして商品化して売ってしまうというような話があるのですが、それはどうなのですか。そういうものはこれから出てくるのですか。

(委員D) 先ほども言ったように、今では高圧上位系統に逆潮流といった問題を起こすということと、それから154kV幹線というのが中北地域に通っているのですけれども、それは既に容量がいっぱいになっているので、今は50kW以上の高圧案件と、50kW未満でも複数分割に関しては全てではないようなのですけれども、その上位系統に影響を与えるものに関しては全部接続保留になっています。ですから、今あちこちで鉄塔を建替えていますけれども、鉄塔建替えはほぼ終わったと聞いていますが、そのあとに全部送電線を張り替えます。その張替え工事が31年7月に終わる予定なのですけれども、それを待っているから今工事が少ない。今認定情報が2,895件くらいあって、それに対して設備認定が1,900幾つだったと思うのですけれども、その差というのがちょうどプロセス工事に掛かっている、今接続契約ができない状態のkW数とほぼ合います。ですから、今後作られるのは今設置ができない高圧案件と複数分割案件であると。50kW未満の単独に関してはFITができてからずっといつでも接続できる状態でしたから、実際の設置届と設置状況を見てもほぼ終わっているというふうに考えます。まったくゼロとは言えないですけれども、18円でも15円でも土地があるから一つだけでもやろうかという人がいるかもしれないですけれども、それは非常に限られていてほとんどないと思っています。特に新しい認定を見ますと、本当に地元の方はほぼいなくなっています。

(議長) 委員の皆様をお願いします。本件については一度議論しているものでございます。この事項について訂正をしたいとか何か付記したいというようなことについてのご意見・ご質問につきなるべくご議論をお願いしたいと思います。時間の都合もございますのでそのようにしていただきたいと思います。一度見て上がってきている案件でございますのでその辺のご理解をお願いいたします。委員A。

(委員A) 今の委員長のご指摘の件もあるのですが、一応この案は市民委員の方で出した意

見なので責任を持ちますが、今委員Bがおっしゃるように、若干新しい、この案では見えないこれからどうなっていくのだろうかという部分も我々踏まえなくては行けないので、過積載の問題とこれからどうなるのかを、委員Dは素人だとおっしゃったので、プロとして事業者の委員Jの意見も簡潔に聞いてみたいです。

(議長) お願いします。

(委員J) 今お話いただいたのは、この5番のものに関わらずということだと思のですが、おっしゃるとおり過積載は事業者の中で行われることがスタンダードになっていると思います。ただ、これから認定を取るものについては過積載という呼び方もされておらず、最初からそういった形で計画を立てて認定を取得しています。

過積載という呼ばれ方をしだすようになった背景としては、もともと40円36円と過去認定を取ってきたものは、パネル枚数何枚です、発電容量はこれだけですよということを経済産業省に出した上で認定をもらっていたのですが、その数字は事業者の都合で変えることはできました。それはパーセンテージを決めて増減何%以内とかというような幾つかのルールがあったのですが、そのルールの範囲内で変えることはできます。その中で、発電するためのパワコンの容量を変えずにモジュールの枚数だけを意図的に上げることで先ほどおっしゃっていた何倍とかという数字までモジュールを上げたとしてもパワコンの容量を変えなければ単価は変わらないのでということで変更した方々が過積載というように呼ばれています。

我々の考え方としては、過積載をすることが悪いことなのかどうかということよりは、過積載をすることで安全に作れなくなってしまうということをしきりと管理すべきだと思いますので、さっきおっしゃっていたパワコンに負荷が掛かるであるとか、隣接地との境界に余裕がなくなってしまうとか、パネル同士がすごく近づくとか、幾つか過積載をすることで変更しなければいけない箇所ということをしきりこの条例においては規制するような形で考えるべきではないかなと思います。

パワコンの負荷に関して言うのとどちらかということと事業者のリスクで、条例で決めるようなことではないかなと思いますけれど、ここで定められている隣接地との境界について主に扱うべきではないかなと思います。

(議長) 委員A、今の意見についてはよろしいですか。

(委員A) OKです。

(議長) 委員Cどうぞ。

(委員C) 今パワコンのリスクとおっしゃいましたが、そのリスクには火災のリスクも入るのですか。

(委員J) ないとは言えないと思うのですが、我々も火災を起こしましたという事例がないのであまり思い入れがないです。

(委員C) 単なる業者だけのリスクではない可能性もあり得るということですね。

(委員J) もちろん火災を起こしたあと、周りに対して燃え広がるという意味で言えばおっしゃるとおりです。

(議長) 委員Iどうぞ。

(委員 I) 資料2の右上に出てくる、10mの離隔距離を取ることによって土地面積の容積が27%になるというところですね。やはり本来、原則的には個人あるいは事業者の所有する土地で、自分の土地をどう使うかというのは財産権の範囲で自由に決めるとするのがスタート地点です。もちろん周辺にお住まいの方々との眺望権であるとか別の様々な権利の調整を受けるので、特に景観を重視する区域において一定の規制をかけるということは可能だと思います。

ただ、10mという数字がまず適切かどうか。これも一種の景観法の本来原則的な届出制度の法律の上乗せ的な要素もある中で、これが周辺住民の生活環境を守るという目的に照らして必要かつ相当な範囲の規制といえるのかどうかについては、引き続き市の方にもよく検証していただく必要があるのかなと思います。4分の1程度しか土地を使えないというのは規制としては厳しいと思いますし、例えばこれまで農家をやってきたのだけれどもお辞めになって、その土地を何か有効に使えないかということで、別に分割案件とかということではなくて、純粋にこういった土地の利用を検討される方は個人でも事業者でも出てくる可能性があると思いますので、そういった場合に適用されるに当たっても適切な規制であるのかということは考える必要はあるかなと思っています。

(議長) 委員Dどうぞ。

(委員 D) 色々繰り返しにならないようにお話ししたいと思います。基本的にはまず離隔距離を取ることですね。これに関しては、隣に家がない場合は環境・景観、それから経済産業省のガイドラインでもございますけれども、消防のためのスペース、維持管理のためのスペース、これは新たな評価ガイドにおいてもそういったスペースを取っていない所については評価が付けられないということで非常にマイナスになっています。ですから、環境面・見た目だけではなく安全面ということも考えると、実際は5mでもフェンスと植栽で1mは取られてしまう訳ですから4mくらいしかない訳ですね。ですから私たちはそれが安全面では必要であろうと。

なおかつ、家がある場合は今色んなことで安全の問題というのが非常に取り沙汰されています。太陽光が何もそういったことを考えないでただ広まってしまったということで、太陽光は地球温暖化のために大切だとおっしゃいましたが、確かにそうですね。でも、いいものだから何もなくていいかというのは今の太陽光の状態です。ですから、「車はすごくいいものだからブレーキもミラーもエアバックもいらぬ、それで走れ」といっている状態が今の太陽光のFITです。ですからそこは最低限の安全を取りたい。

残念ながら建築基準法のように設置基準の事前確認がありません。あくまでも事業者の善意に任されている。法律の規制はあるのですが、事前の確認がない中です。ですから、そういった中でパネルの飛散、火災の危険、家の場合は今現在実際に伐採されることによって緑がなくなる。そして、そこがパネルによってではなくて森がなくなることによる気温上昇、そういったことを一番最初に問題点としてお話しさせていただきましたが、そのためにはやはり必要だと。

実際、私が前から活動している市民ネットワークでは、住宅地には禁止ということで条例案を出させていただきました。ただ、やはりこの検討委員会でやる中で、それは非常に難しいであろうということでもかなり妥協した線でこの10mというものをしました。あとの安全性の問題に非常に関わってくる部分なのですが、やはり住宅の中でやる以上はこれだけ離してほしい。

特に、なぜ資料2を出したかというのは、先ほどからお話しているように、50kW未満1個のことを考えてこの後退距離を考えれば間違えるということです。50kW未満の1件というのはほとんどこれから設置されない。その27%を考えると、実際メガクラスの太陽光、分割案件、これからもっと大きいものが待っています。1MW以上でも今認定で残っているものがたくさんあります。やはりそういったものを考えないと、実際設置されないかもしれない可能性の高いものを一生懸命考えて5mの問題だ10mの問題だといっても、ちょっとこれは違うと思います。そうすると規模で分けなさいという話をされると思うのですが、規模が分からないのです。実際は名前が違って50kW未満で、まるで1件のような顔をしてたくさん設置がされる。それが全体で一つの業者かどうか設置されるまで判断がつかないのです。ですから、実際には全ての50kW未満も含めてこういった形でやっていかなければならない。林地開発も逃れ、こういった問題がいっぱい起きています。実際には20件くらいの50kW未満が集団で設置されているケースがたくさんあります。その事態をぜひご理解いただきたいです。

(議長) 何回か出ていますが、私の冒頭のあいさつで私自身は地球温暖化対策についての“適正な”太陽光発電の設置ということで申し述べていますので、あくまでも適正ということです。そのための検討委員会の議論をまたここでやっている訳ですから、その辺は間違っただけで認識しないようお願いいたします。委員Iどうぞ。

(委員I) 今、山岳景観形成区域と田園集落景観形成区域の対象に5番目はなっているので、安全性という観点からすると本来この地域に限定されないはずだと思われて、この地域にあえてこういった規制を入れられるというご趣旨は恐らく景観がむしろメインになるかなと思ったので先ほどの発言をさせていただきました。

それから、大規模案件と小規模案件で基準を変えるというのは、私は一つの考え方だと思っていて、それを発電設備の出力を基準に考えるのか、それとも土地の大きさを基準に考えるのかというのは2つ考え方があると思います。実際、太陽光パネルを思い浮かべてみると、例えば2MWとかの大規模設備のメガソーラーが隣にあるのに、5m距離を取ってそこから先がずらっと並んでいる景観と、比較的小さな規模のパネルが5m先にあるというのだと、想像するにやはり大きく違うなと。それはやはり、メガソーラーのように特に大きなものについてはより大きい距離を取る必要性というのは恐らくあるだろうなと思っているので、むしろそういう規模とかあるいは開発の出力といったもので規制基準を変えるというのは一つ引き続き考えてもいい選択肢ではないかなと思いました。

(議長) 本件について何か訂正する箇所はございますか。委員B。

(委員 B) これは発電における危険性とかありますけれど、基本的には土地利用の問題なのかなと私は前々から言っていますしそう理解しているのですが、そこで、今回我々は前の話の中で15㎡で1kWだから750坪だよという格好でずっと考えてきたのですが、今日は発電容量が実は8.54で半分くらいになってしまったので、発電効率から考えればちょっと視点が違うのかなと思いますけれど、基本的にはある土地をどのくらい活用できるかという部分が財産権に関わる部分でありますので、そういう視点から見てみたいと思います。ですから、前からも色々委員Dから5mか10mかについてご説明を頂いたのですが、その根拠は何かという部分になるとなかなかそれは難しいのは分かります。

それで、私は前からも申し上げましたように、私は私なりに考えて、例えば今まで750坪の基準に考えていましたので、そうはいつでも土地が使えない、もう経済的に無理だよというまで踏み込んだらちょっと無理があるだろうなという格好で、私としては一般的には例えば事業用地のセットバックについては隣接から1m下がってフェンス、1m下がって植栽、1m下がって施設を設置すれば3mくらいでどうなのかなと、前も言いましたし今もそのように思っています。そうなりますと、例えば750で3mセットバックすると60%の用地が使用可能であるということになれば、まあまあこれは妥協できるのではないかなという感じがしております。

そこで、これは言ってみれば、絶対これは正しいのだよというものはない以上は、ある面どこかで調整しなければならぬ数字ではないと思いますが、ただ一つ私は懸念するのは、先ほどちょっと触れましたように、50kW未満が幾つもできて、例えば名前は違うのだけれど、よく調べてみたらグループでやっているとか親子でやっているとかそういう形でそれが例えば20個揃いますと1,000kWのメガになってしまうという形で、全くセットバックがなくていってしまいますと、全然緑地も何もない所の15,000㎡くらいが全部太陽光になってしまう実態があるような話も前に伺っていますので、それもちよっといい加減すぎるなという点と、あと、やはり自分の将来を考えて収入を得るために自分の敷地に設置したい人たちの気持ちも分かる訳ですね。そのバランスでどこに定めていくかというのが私はちょっと結論が出ない段階なのですが、委員Dが言ったように、現実な問題としてどういう危険性、例えば今言った複数案件というのは相当多くあるのですか。それともこれから多くできそうなのですか。

(委員 D) 繰り返しになるのですがけれども、複数案件というのは先ほど委員Iが敷地面積という話をされましたけれど、全く同じなのです。50kW未満にしても1,000㎡以下といったことをやっても、それがどんどん増えていくので、実際2ha以上でも林地開発ができずに今も水が出て苦しんでいる方がいらっしゃる。残念ながらその判断ができないのです。誰かが多分アレンジして色んな業者を一か所に集めていると思うのですが、それが裏で繋がっているのかどうかというのは全く分からない。あとから見ると、一家総出で7人くらい家族でやっていたりだとか色々あります。会社名を合同会社とか作れば全部変えられるのでそれを判断するこ

とができない。ですから、50kW未満も含めてしっかりやらないと意味のない法律になってしまうということです。

私も北杜市全部はチェックできないのですけれども、実際に大泉町で130件のときに50kW未満単独は20件もありませんでした。あとは全部複数分割案件です。そして、今後どうですかというお話は、今も申し上げたように私はほとんどないと思っています。特に売電価格単価はどんどん下がっていきます。そうすると規模でやらなければ実際に投資する意味が段々なくなるのでどんどん大きくなっていきます。今実際に平成27年以降の認定を見たところ、最低が50kW未満の出力で80kWです。50kW未満のパネルのものは現実にもうないです。ですから、平均すると約2.2倍なので49.5kWの出力で110kW。先ほど過積載がスタンダードとおっしゃいましたけれど、完全にスタンダードです。ですから、50kWのパネルのものはないと思った方がいいと思います。

(議長) 色々意見があると思うのですが、しつこいようですがもう一度申し上げます。5番目の設備設置に当たっての残地森林率、植栽の設置基準、離隔距離、および発電設備の高さ制限、色々な基準の制限に関する5項目目についての訂正や付加するようなものはないですか。

(委員D) 今委員Bからそう意見があったので、それに対して私はもう一回説明しました。

(議長) そこまでは結構です。

(委員D) ここが一番大きい問題だと思うのですよ。もちろん時間で焦っているのは分かるのですけれども、ぜひ皆さんにはここをしっかりと納得していただきたいと思って申し上げます。

(議長) 二度ほど説明しているようですが…委員A。

(委員A) さっきもご指摘させていただいたように、この条例案が条例になって管理できる、それが有効になるというのが我々の責任ですからこの件に関して発言です。委員Dがみなしというか、分割案件が多いということですが、実際に事実だと思うのです。それをこれから事務方のまちづくり推進課が管理していかなければいけない。現状に対してそういう実態を把握しているのですか。それとも無視しているのですか。知っているけれども言わないのですか。そこだけちょっと教えてください。

(議長) 答えられますか。

(事務局) 委員Dが言ったように、なかなか分割案件の実態を把握するのは難しいです。先ほど言ったのと同じなのです。だから、経済産業省も分かっていたら禁止するのですが、非常に巧妙な手口ということで認定する側が分からないように市も市民も分からないのが現状です。以上です。

(議長) よろしいですか。委員Iどうぞ。

(委員I) 一定の離隔距離を取るという方向で提言するのは私も賛成です。あとはここで10mというのを具体的に書くかどうかということ。これは全体に通じる話もあると思うのですが、一つの考え方として、10mという見解だったというのをご紹介いただくのはもちろんいいと思いますが、やはり右上のような事案を前提とした場合

に本当に10mでいいのか。それで、この条例が財産権侵害により無効だと言われないかということについては、引き続き私は懸念を持っております。

冒頭のところでこの内容を最大限尊重してくださいということは結構強く言うことだと思います。ですので、本当にここで10mという数字で提言とするのか。もう一つの考え方は、まず離隔距離をきちんと取って周辺地域にきちんと報告するよという内容、それについては、一つは10mであったという形にするのか。私は個人的な見解としては後者の方がまとまりやすいし、この会をあと1時間程度で終わらせる観点からよろしいのではないのかなと思っています。

(議長) 委員Iの方からご指摘がございましたが…委員B。

(委員B) 申し訳ありませんがここは数字で表すだけに、非常にこれが自分たちの方で納得したい気持ちがありますのでちょっと時間をください。それから、今課長の方から複数分割案件については把握が難しいというお話があったのですが、把握が難しいということは把握ができない。しかしながら、現実にはそういうものが行われている。49.5kWでありながら実際にはメガソーラーになっている。そこにはセットバックも緑地もないというのは由々しき問題ですよ。だから、そういうものになるとそこを何とかしなければいけないというのがこの条例の大きな目的になってくるような気がするのですよ。

一方で、善良な市民の皆さんがそれをなんとか設置して価値を図りたいという部分ですので、そうするとバランスの中でどこに着地点を置くかという、非常に難しい選択を迫られているなど私自身はしている訳ですね。そういうことで、では複数案件の把握が難しいということは、先に言って申し訳ないけれど6のところにも1haの確認を義務付けるということはあるのですが、そういうことは努力してできないのでしょうか。

要するに、さっき複数案件の確認ができないとは言わないけれど難しいということは現実にはどうしてもできないと私は考えるのですが、例えばこれらについては努力すればできるのか。例えば人が足りない、時間が足りないからできないのか。それとも現実に制度的に無理なのかどうなのか。

(議長) お答えできますか。

(事務局) どうしても名義が変更できるということがありまして、名義については先ほども言ったとおり色々な会社とか家族とかそれがどんどん変わってくるのです。随時変更を国に届けていけばいいのですけれども、それもなかなかままならないという状況の中で、同一、例えば同じ会社とか家族といったことがなかなか把握が難しいのです。そこは当初と変更がされたか分かればいいのですが、そういった情報も国の方から出てこないで、市は公表されている内容でどうしても複数案件が同一かとか同一人ということが把握できないのが現実です。

(議長) よろしいですか。委員Dどうぞ。

(委員D) 複数案件については私も課長と同じ考えです。実際に私は1,900件をほとんど照合したり設置届けと全部合わせてやっています。ぜひ皆さんやってみて、どん

なにできないか分かっていたいただきたいと思います。実際に設置されてみて初めて分かるのです。同じ建築会社が一緒に作っているとかそういったところで分かります。あるAという事業者さん、これは昔は代表者は全部同じでした。ところが、住所も色んな市で合同会社を作り、東京だったり北杜市だったり韮崎市だったり、そういう方を把握するのは探偵でも雇わない限り無理なのです。ですから、100%把握できないとは言いませんけれども、本当に巧妙にやられるので全然分からない。これをやっているで一晩掛かっても全然終わらないです。私はこの間5か所やるだけで一晩徹夜しました。それでも分からなかったです。ですから、それは結果的には残念ながら50kW未満はほとんどない。そして複数分割案件になってしまうということをごひ分かっていたいただきたい。

そして、先ほど委員Iがおっしゃってそういう意見もありましたというお話がありました。私はここは申し訳ないですけど絶対譲れない部分です。というのは、今まで景観条例でできる限りということでやられてきました。その結果、10cmや3cmくらいのもものがいっぱいあります。ですから、そういった事態を考えればここははっきりさせたい。

5mというのはまちづくり条例でも主要な道路から5mというのがあります。やはり多くの方が見て、「まあこの辺だったら」というのが景観とか環境で見て5m。なおかつそこに維持管理のためのスペース、そして消防のためのスペース。もし過積載で火災の危険もあるという場合に5mで防げるとは思いませんけれども、少なくともそこへスペースがある。なおかつ、隣に家があった場合、ほとんど自分の家の南側に作られるのです。自分の家の南側に作られたときに何mがいいかというのは、根拠法とかない訳ですから皆さんの感覚として許せる最低限。そして全部木がなくなって暑くなって、南からかんかん照りになるといったことも考え、なおかつパネルが飛んでくるかもしれない。そしてそこに火災が起きるかもしれない。

私は10mでもものすごい妥協です。ここまでしなければ多分通らないと思ったから10mにしたのです。本当は住宅の隣には作るべきではない。皆さん太陽光パネルとおっしゃいますが、発電所です。そして今安全管理基準も全然できていないのです。それは残念ながら皆さんお忙しいから調べる余裕はないと思うのですけれども、この制度設計は酷いものです。ですから、私は今電力安全課の方に色々意見を言っています。こういった非常に安全な管理ができない、もしくは法律がきちんとなっていないものも本当に家の周りに作っていいのかと私は思っています。でも、ここでなんとか条例化するために10mで妥協しています。しつこく長くなって申し訳ないですけども、ここははっきりさせていただきたいと思います。

(議長) ただいまの話の中に委員Iの説明がございましたが、先ほど委員Aがおっしゃったように我々提言を出したあと、しっかりと見ていかなければいけないということで、条例をする上でその後々のことまでを暗示した中でのご発言だと思いますのでそこはご理解いただきたいと思います。

先ほど委員Bもおっしゃっていましたが6項目目に分割案件とかそれについてご

ざいます。5項目目についてはどうでしょうか。ここで修正や訂正がないようであれば先に進みたいと思いますがよろしいですか。

(議長) 最終ということで委員B。

(委員B) 繰り返しの話になるかもしれませんが、これはどうしても数字で出てきてしまうから気になるのですが、そういう巧妙に太陽光を設置する皆さんがいることはよく分かりました。そして、委員Dがおっしゃる50kW未満はないよというのも分かったけれど、ないと言い切れるのかなという気もしますし、現実には自分の敷地を上手く使いたいという善良な市民もいる訳ですね。

そういう中で、悪い人を取り締まるために善良な市民が規制の対象になってしまいうという現実も非常に厳しい状況下にあると思うのですね。そういうバランスを考えての判断をしなければいけないと思っているのですが、委員Iが何回も話はおっしゃっているのですが、そういうことはどうでしょうか。巧妙にやる人たちを取り締まらなければいけない、これは分かりますね。しかしながら、善良な市民もいる訳ですね。そういう人たちもやはり土地の利用ができる、収入がある道を開かなければいけないという点でバランスをどのように保てばいいのかと。私自身の今賛成しようか反対しようかの悩みなのです。だからそれを解決するお答えを頂けないでしょうか。

(議長) 委員Iどうぞ。

(委員I) 私の懸念もまさに同じところにありまして、結局どういう場面で問題になるかという、そういった善良な市民が開発する場面でこういう規制が掛けられて許可が下りないという場面で問題になるということを想定しておく必要があって、それが果たして規制として相当といえるだろうかというところがまさに問題になってくると。強すぎる規制ではないかということですね。

それで、分割案件の話は確かに深刻な問題ですし解決が難しいところで、これは骨子の中で1番の最初に出てくる話なのです。これは基本的にここに書いてあるような分割についても一体のものとみなしてこの条例の規制を掛けていこうという方向になっているという理解です。なので、この5番についても1番の対象になるという理解なので、ルールとしては市民委員の皆さんがご懸念されている分割案件についても、もちろん事前に確認するというのは非常に難しいけれども、もし事後に分かれば条例違反だと。つまり、全部足したときに一定以上の面積あるいは出力になると。したがって、大規模案件の規制基準すなわち離隔距離、例えば10mの規制対象になるということがあとで分かったけれどそのルールを遵守しないということであれば、条例違反ということでFIT認定の取消というリスクがある。それを踏まえた上で事業者として、それでもそういう分割をこれからもやろうとするのかという、一定の事業者に対する萎縮効果によって規制を及ぼすという考え方もあるのだろうと思います。

悪質な業者を主に念頭に置いて、善良な問題のない案件についてもかなり厳しい規制が適用されてしまう場合には、そういう問題がないという前提での審査がされ

ますから、そのときには先ほど申し上げたような法的な問題も出てくる懸念はしていますので、そういったことも踏まえて市には引き続き検討していただきたいなと思います。

(議長) よろしいですか。委員B。

(委員B) 先ほど委員Hの質問に対して委員Dがお答えになった中で、自分の家なら10m離れなくてもいいよという話があったのですがそうなのでしょうか。

(議長) 委員Dどうぞ。

(委員D) 住宅の前というのは要するに人の家の前に設置する場合で、自分の家の真ん前に10cmのところを作ろうが、その向こうの家に10mは開けなければいけないけれども、自分の家は火事になってもどうでもいいというか分からないですけど、そこは私は考えてはいません。

今のご質問の答えから続き言っているいいですか。私がさっき手を挙げていたのは、基本的にどちらが一部かという認識のレベルの違いだと思います。今委員Bがおっしゃった、善良な方に多く網が掛かると。どうしても、法律をやれば必ず一括に網を掛けなければいけないので、必ずそういうことというのは起こります。その場合にどちらが急務であるか、どちらがその地域の環境や人の生活を守るのに必要かということですか。

残念ながら現実を見ていっしょる感覚がだいぶずれていると思うのは、やはり皆さんは善良な人がほとんどで、そういった悪質なのが一部だと思われる。悪質という言い方が正しいとは思いませんが、残念ながら制度設計がそのようにできてしまっているのですね。脱法とか抜け道だらけの法律なので、企業としてはある意味当然なんですけれども、あらゆる方法を使って利益を最大がすることができる制度になってしまっている。ですから、私も本当に可能な限り歩いているし、実際に設置届とか認定情報からそれぞれの会社を調べたりしてやっていますけれども、本当にそういった善良な、法律がなくても社会的責任で同義的な責任を感じてやってくれるような人は本当に少ないと実感しています。

それを信じていただけるのかどうか、そのご判断にしかないとはいえませんが、私は別に事業者の方やFITに恨みがある訳ではないですけども、あまりにも酷い。この制度をこれだけ今まで4年間掛けて見ていって、これは本当に酷いなど、21世紀の悪法だなと私は思っています。そこに本当に大量の業者が流れ込んでしまった。それだけ住民の方の関心も大きいし、残念ながら善良なこれからやりたいという方はほとんどいない。それよりも、これから善良な住民の方たちが本当に苦しい想いをされる、そちらの方が大きいのでこうやって公募して私はここで話しています。

(議長) 委員Aどうぞ。

(委員A) 確認だけさせていただきます。原案にはなかったのですが、5項目の中に営農型発電設備ということが入っています。これは実際に須玉で1件あって、もともとは都市型の土地の形式だと思っていますので、あまり重要視する必要はないのかも

しませんが、農業を基幹産業としている北杜市にとってみれば、営農型の発電というのは一つの太陽光の考え方ですから、これが相当厳しく規制されるということになっているということだけは皆さん確認の上ご理解ください。お願いします。

(議長) 5項目目についてはよろしいですか。委員Eどうぞ。

(委員E) 私は今委員会として話を進めるということに異論を唱えるつもりはありません。ただ、やはり色々な形の中で数字が出てきてこれだけの意見が違うということは、打合せの度に問題が出てくるのかなと思っていきますので、私としてはここは皆さんのこういう形の中で進めるよということであればそれに異論は言いませんが、そうは言っても数字的なことはあとの法律の問題なども色々出てくるから、そこら辺についてはある程度、自分の格好を市の方に求めなければならないなど。これは私の個人の意見という格好でお話したいと思います。

(議長) この提言のあとどうなっていくかということは先ほど委員A、あるいは今委員Eの方からもありました。その過程の中でまた色々精査されていくことだと思います。委員Bどうぞ。

(委員B) 今営農型の話が出たのですが、営農型は農地に太陽光を設置し、基礎分だけを一時転用して、あとはそこで営農するという形なのですね。ごく一般的な考えだと、農作物を作るには太陽は絶対条件だと思っているのですが、これは私が勉強すればよかったのですが、していないので委員Dにお聞きしたいのですが、営農型発電設備というものを設置する理由は何なのかなと思うのですよ。太陽の日陰の所に作物を作るなんていけば普通考えられないことなのですね。それをやった背景というか何かあるのでしょうか。

(議長) それをここで説明する必要があるのかいうのも一つの話ですが。

(委員B) 皆さんもそう思っていると思いますけれど、これは数字に掛かっているところで非常に重要なことなので、やはり皆さんそれぞれ納得した上で行くべきだと思います。私はもう少し納得したいので、大変申し訳ありませんが私も委員として意思表示をしなければならないのでちょっと時間を頂けますか。

(議長) 先ほど委員Aがおっしゃったように重要な案件だということと、もちろん地元の農家のことも関係しているので委員Bのおっしゃったことは大事なことだと…

(委員B) 要するに、ほ場整備した田んぼが非常に荒廃化しつつある状況に今ある訳ですね。ですから、場合によってはそこを狙われて営農型が多く設置される可能性もあるような気がするのですよ。だから、それについて背景とかその辺をお聞きしたかったです。

(議長) 委員Dお願いします。

(委員D) 営農型に関しては基本的に農林省が進めていて、後継者がいないとか後継者の方が農業が難しいとか所得が少ないということで戻らないということを考えて、そこに副収入を付けて戻せるのではないかということがもともと考えた背景だと思います。

ただ実際に、おっしゃるように太陽光自体も上に完全にやっつてしまえば農業に影響

響がありますし、間を空けてやるのですね。非常にこれは営農においても発電についても中途半端です。ですから、発電としても間をいっぱい空けるのでたくさんパネルを作れない。そして、なおかつこれは重機が入ったりするのに非常に邪魔になるということなので、支柱も少なくしか作れないのですね。高さも一番危ない3 m以上にしなければいけない。ですから、今農林省と経済産業省で話し合っています。ここに本来の安全基準では作れないので一番飛散しやすい形なのです。私は最初は1個しかないので考えないということと言っていたのですが、補足説明を入れさせていただいて、ここにはやはり飛散の危険が一番あるという形なのです。支柱がなくて高さが非常に高い、農地から住宅は多少離れているかもしれませんが、1件あるのも傍に住宅があります。ですからそこは危ないということと、あとは営農型に目をつけている儲けたい人たちがいっぱいいるということも事実として分かっています。ですからそこも一緒に入れて、同じように高さの6倍というのは10 mに該当するというので、2 mだから12 mということでも考えました。

(委員 B) ありがとうございます。

(議長) 委員 J。

(委員 J) まず、ご質問いただいていた、パネルがあるのに農作物が作れるのかという観点で言うと、自分たちが作っている訳ではないのですが、むしろパネルがある方が作りやすい農作物もあるということを専門家から聞いています。適している農作物もあるので、田んぼのままであればちょっと厳しいのですけれど、そうでないもので今検討中で話が出てきているのは苔とか、そもそも日照をあまり必要としないようなものであれば適地になるということを知っています。

今委員 D から頂いたご意見に対してというところで行くと、まず営農型はおっしゃるとおり架台が高いです。パネルが高い位置にくるので、それがイコール危険だというよりは、その分構造的にきちんと作らないといけないものになります。ここも委員 D がおっしゃったとおりですけれど、かつ農業機械が入らなければいけないので、機械を入れるには脚がない方がいいという兼ね合いから危険性が高いのではないかと指摘なので、だから規制するというよりはむしろそれをどう安全に作るべきかというのは私たち事業者観点では考えております。

高さ規制とか境界規制に関しては、今数も少ないという話なので、特段こういった形でいいのではないかなと思うのですが、営農型発電所が中途半端だというご意見に対してはちょっと事業者としてまた違う気持ちもあるので、おっしゃったとおり荒廃農地の問題と地域が抱える課題に対する解決策として、真摯に取り組んでいる事業者もいますので、そういった意味では一概に批判できない。安全性を考慮してきちんと作れば有効な解決策になるものではないかなと私個人は考えています。

(議長) 営農に関しては技術面であったり今後の改善策はあるということですが、ただ、今この話の中でもございましたように、提言案としてはこの5項目についてはやぶさかではないとの意見でした。よろしいですか。

(委員 B) もう一つ質問させてもらっていいですか。我々もよく分からない面があるのです

が、事業する立場で数字をこの格好で挙げられた場合どうなのでしょう。

(委員 J) 、まず小型のものについて一番インパクトが大きいだろうなというのは、この図からも分かるとおりです。大型のものでいうと、もともと林地開発をそのほかの許認可で求められる基準がここには記載されていますので大きな発電所はそれほど影響は受けません。むしろ小さい発電所がすごく強く影響を受ける可能性があります。ここでいうとこの制度設計がそうなっているだろうなという感覚ですね。なので、意図としては住宅地とか小さな筆が分散化した場所での太陽光発電事業を規制したいという制度意図なのだろうなと読み取っています。なので、大きな発電所やメガソーラーをたくさん作るという観点でいうと、この規制はそんなに大きなインパクトはないですね。おっしゃったとおり、市民の方が個人的にやられることに対して一番インパクトしてしまうのではないかなと思います。

(議長) よろしいですか。では6項目目に移らせていただきます。

(委員 D) すみません。5項目目はどういう結論になったのですか。

(議長) ここに書いてある項目には変更はないということです。事務局の方では訂正や追加することについてはメモを取っておいてください。あとでまた確認をします。

「北杜市は」というところから始まる6項目目についてのご意見をお願いいたします。ご発言を求めます。

委員 D どうぞ。

(委員 D) ご発言がないようなので、既に前回もある程度説明をさせていただきましたが、皆さんのご発言を聞いていると、法的な理解がちょっと違うのかなという部分がありますので言わせていただきます。

前回の法令資料の3の中にあるのですけれども、これは私自身も専門家に何度もお伺いしてやっと分かったのですけれども、今の法令ではJISC8955の強度基準を満たさなければ本来は設置できないのですね。ただ、残念ながら建築基準法と違って事前の確認の法律はない。JIS規格と同等の強度を要するというのは非常に高い基準です。このJIS規格と同等ですとほぼ建築基準法と変わりません。そして、JIS規格は水平の地盤面しか適用していません。傾斜地においては適用除外になっています。そうするとどういうことかという、今北杜市に設置されているのはほとんど傾斜地です。傾斜地で設置するためには、風力係数を自分で風洞実験を行って定めなければいけないのです。では風洞実験というような、そういった研究施設などを持っている企業というのはどれだけあるのか。

実際皆さんがやられて、傾斜地に設置されていると信じたいですけれども、実際にそういった上席研究員の方々、電力中央研究所、産業技術総合研究所の多くの方が視察にいらっしゃいました。とてもJIS規格、特に古いJIS規格2004でさくクリアしているとはとても見た目は思えないというようなものがたくさんあるとおっしゃいました。そういう実際のことを、多くの50kW未満、特に個人事業者の方は電気事業法の39条と56条から引っ張ってきて電気設備に関する技術基準を定める省令、そしてそこから電気設備技術基準の解釈、JISにいかなければ

いけない、と非常に法律が複雑なのですね。私も分かるのに何年も掛かりました。それをやっとな専門家の方に聞いて分かったという状態です。J I Sさえ知らない事業者がたくさんいらっしゃいます。そういう現実を考えて、当然今までの話もありましたけれど、傾斜地に設置するとか土砂災害警戒区域に設置するとか、全て傾斜地ですからそういう所に設置できるような技術がある方がどれだけいるのか。

今、国でもやっとなNEDOでこれから傾斜地にどのように設置ができるか、構造計算の方法をこれから検討するといっている状態です。そのことをぜひ理解いただいて、まず残念ながら国では事前に確認を取っていないので、北杜市としては安全性を確保するために既にでき上がっている法律であるJ I S規格の遵守を確認するために強度計算書、そういった、自分で計算できない人は標準仕様でやりなさいというのが今年の8月に定められました。ただ、実際に標準仕様でやっている業者はほとんどないです。それを事前にきちっと確認するというのを条例に入れたいということです。これはかなり大きな問題です。傾斜地や土砂災害警戒区域、今言っている営農型の問題も実は経済産業省と農林省で齟齬が生じているのです。実際は農林省でいっている営農型というのは電気事業法では違反なのです。ですから、そこを考えずに縦割り行政で動いてしまっていることも一つの制度の不備です。今は農林省と経済産業省で話し合いを始めたと聞いていますが、そういうことをぜひご理解いただいて、少なくとも北杜市としてはこういう傾斜地、土砂災害警戒区域だといった区域でなくても危ない地域が多い中では事前確認が必要だということでこれを入れさせていただきます。

(議長) ただいまの発言の内容に関して自然電力さんはどうでしょうか。課題またはJ I S規格ということについては直面していると思いますけれど。ご意見をお願いします。

(委員 J) 我々は設計会社や工事会社を持っていますので、基本的にJ I S規格は遵守して行っているのですが、というよりは、今お話しされているのは個人の方であるとか、もうちょっと小さな電気設計会社さんとかで、そういったところにこれまで触れてこなかった方々に対するJ I S規格をここできちんと定めておいて、そういったJ I S規格から漏れるような工事をなくすための網掛けをここで作りたいという意図かなと思います。

自然電力からの意見ということになると…我々は大丈夫ですということしか言えないです。私たち事業者観点から少しあるのは、提出時期はいつなのかという話です。全体に言える話なのですが、この条例を作ったときに条例に基づいた提出をして、その提出項目を審査してもらって認定を受けると思うのですが、それが工事直前でいい訳ではなくて、いつを定めるかということをやっとな決めなければいけないと感じていて、我々も認定をもらってから工事着手に向けてパネルを付けたりと、金融機関さんと話等が進んでいくと思うのですが、その手前であらゆる工事契約とか詳細なJ I S規格に基づいた計算書とか全てが提出できるかというとなかなかそのタイミングで出せないものもあると思うので、条例化する際にはそういったスケジュールを後日提出によって認めるものとか幾つかスケジュール

ルも踏まえた制度設計にしていきたいなと思います。

(議長) 委員Dどうぞ。

(委員D) 何日前とかは書いていないのですが、条例骨子案に基づくフローというのが次のページにあるので、どのタイミングかということは基本的にはお分かりになるかと思いますが、基本的には許可申請を出すときに全部揃えていただくということを考えています。要するに、事業計画が完了した段階で市に対して許可申請を出していただくことが基本です。

(議長) これについてほかにご発言がある方はいらっしゃいますか。委員Bどうぞ。

(委員B) J I S規格については、今委員Jたちは善良な事業者としてきちんとやっているというお話ですよね。すると、そうではない人たちは、これに関係ないから適当に建築現場のパイプを使ってやっている実態という理解でいいですか。

(委員D) 基本的に法律では低圧・高圧全く関係ないのですね。電気設備技術基準に適合命令というのは、資料に書かせていただきましたけれども、全ての発電設備に適用されます。前回出した資料の3の3枚目ですけれども、技術基準の適合命令というのは全ての設備です。これには30万円以下の罰金ということで罰則規定もあります。

ただ、先ほど確かに自然電力さんがおっしゃったように、2MW以上については、事前に認定をするときに全ての計画書を出さなければいけないので、国が確認をして認定をします。500kW以上については使用前自主検査ということをして、自主検査報告書を国に出します。これも全て自主検査なのですけれども、少なくとも報告書を出すということをして初めて認定が下りるのです。ですから、500kW以上については何らかの事前確認をして認定を出しています。ただ、500kW未満に関しては適合命令はありますけれども、当然それに基づいて皆さんやっているはずだという、要するに事前確認がないのですね。ただこれは法律ですから守らなければいけない。経済産業省の人に「法律を知らない人が実際いっぱいいる」ことを話したら「法律を知らないから人を殺してもいい訳ではない。それと同じです。」とお答えしました。

(議長) 委員Bどうぞ。

(委員B) 分かりました。となれば、当然守らなければいけない基準である訳ですね。それを経済産業省ではチェックできないので、市の方の義務として条例化せよという話ですね。そこで、ちょっと内容は分からないのですが、今これから条例化して相当急ぐ訳でありますけれど、これらのことについて市に技術者がいないと私は思うのですね。

(委員D) 建築確認が必要なものというのは、今もある訳ですよね。都市計画区域外なので普通の住宅は必要ないですけれども、特殊建築物であるとか土砂災害特別警戒区域に家を建てる時には建築確認が必要なもので、今までは非常に件数は少ないかもしれないのですが、主任技術者とかそういう方にやっていただくか、建築確認では第三者機関でも認められますので、そういった方法を取ることが必要になってくると思います。

(議長) 委員B。

(委員B) 市の職員の方にお伺いしたいのですが、ということで市の仕事も増えてくるのですが、今想定される中で無理はないのか。例えば人が足りないとか時間がないということではなくて、技術的な問題も含めてこれを実行することは可能かどうかの判断をお願いします。

(事務局) 現時点ですと専門的な知識を要しますので、適宜専門の人を雇わないと審査の方は無理です。

(事務局) 内容審査ということになると事務的にどこまで対応できるかということがございますけれども、例えばJ I S規格の書類が付いているか、それが合っているかどうかの確認を必要とするかしないかというところで判断が変わってくると思います。例えば、構造計算書が虚偽であるとか誤ったものが出ているということであれば、その時点で公文書偽造という話になりますので、提出書類の確認ということであれば人員的には大丈夫なのかなと。審査の内容によるということになるろうかと思いません。

(委員B) そうしますと、付いているか付いていないかの確認だけ、第一段階はそうなのですが、要はやはり中身が合っているかどうかということを確認しなければ意味がないような気がするのですが、そうすると相当無理があるのですか。

(事務局) 中身の診断というかチェックをしろということになれば、現時点で市の場合は建築士もいませんし、建築確認も県でやっていますので、そういった体制にならざるを得ないということがあります。ただ、それを県がやりますかというところちょっと無理なのかなと思います。

(議長) 委員Kどうぞ。

(委員K) 委員Dの話の中で、J I Sの規格は水平な平地に対しての構造計算を含めて、なっているのだということでしたけれども、例えば、自然電力さんが先ほどお答えになったところでは、自分の所ではJ I Sの規格に合った状態でやっていると。いわゆる傾斜地でもそういうことをやってらっしゃいますか。基本的にはJ I Sは平地向けに作っている規格であるのに、特に北杜市では実際に傾斜地の色々な所に設置されている訳ですね。傾斜地に合うような風の強さ、あるいは土壌の杭やコンクリートに対する耐久性も含めて全部そういう計算をしていらっしゃるということですか。過去に計算をして。

(議長) 施工に関する部分ということですね。

(委員J) 私は専門外なのでJ I S規格そのもののことは知識としてないのですが、弊社としてはJ I S規格に則って進めていますというのが1つの回答であるのと、傾斜地に対して一番我々が恐れているのは排水です。水によって土砂崩れが起こらないかというところで排水計画をきちんと立てて、それが法面崩壊に繋がらないようなものかということ土木専の技術者がきちんと確認をしています。

あとは数値的なところでいくと、資料にもありますけれども、発電所を作るときに地盤調査、地質調査を行った上で、我々が設置する杭がこの地質に対して耐えられ

るのかということをお杭メーカーと確認を取った上で進めているので、今私の知識でお答えできるのはそのくらいなのですが、J I S規格に基づいて傾斜地に関する構造計算をしているかということとちょっと分かりません。

(議長) 委員K どうぞ。

(委員K) 先ほど委員Dがおっしゃった話の中では、J I Sに関わった人が実際に視察に来て、実際ここに設置されている設備の中では規格に合っていない、特に傾斜も併せると危なっかしいとさっきおっしゃっていましたよね。そのことを私は言っている訳で、まさしく北杜市に今設置されているのはほとんど傾斜地に設置されている。そういう所が実際にはそういう構造計算、強度計算をしないでやられているということで、先ほどおっしゃったことで実際にやっている事業者の方は傾斜地に対する強度計算も含めた認識がないということが分かったので…。私自身J I Sのことが分からないので、すみませんが補足をお願いします。

(委員D) 自然電力さんは私が見ている限りでは500kW以上なので使用前自主検査の報告書を出されているはずなので、そこで間違っただけはそれこそ公文書偽造になるのでそんなことはされていないはずですよ。ですから、一番問題になっているのは500kW未満で、事前確認はないけれど法律は守らなければいけないそういう人たちですね。そして、残念ながら多くの太陽光を募集するような業者等のホームページを見ると、まるで何も必要ないように書いてあるのですよ。ですから、それは国もかなり指摘していますけれども、なかなか電気事業法自体が本当にプロの人が読むような法律になっているので、例えば地盤調査が必要だというのはパッと私が読んだだけでは分からないのですよ。でも、当然これを計算するためには絶対に地盤調査をしないとその数値が出ないというのは、プロの人が見れば当然分かるというような法律なので、一番大きな問題は500kW未満の中でも一番多い50kW未満の96%の案件です。

事務局の方も今後大変だという部分もあると思うのですが、最初に部長が言ったように、多分これを条例化することによって申し訳ないけれどほとんどの方が出せないと思うのです。構造計算されていないと私は推測します。これが間違っていればいいのですが、ですから、職員の方が足りなくて、てんでこまいますほどの構造計算書がまず出ないのではないだろうかと思います。それを出せない人たちは標準仕様で作るしかないのです、これは平地に作るしか絶対ないのです。ですから、そこが傾斜地には危険なものできないという一つの抑制になると思って私はこれを入れています。

色んな自治体の条例を見て、まだこれを入れているところはほとんどないと思います。これはなぜかという、やはりこの法律が非常に分かりにくいからです。ですから、これを北杜市で入れるとかなり先駆的な条例だと思いますけれども、これは既にある法律を確認するだけです。新たに規制を設けるのではなくて、国が既にやっている法律どおりにちゃんと計算していますよね、その書類を出してくださいねというだけの話です。ですから、新たな規制でも上乗せでも何でも

です。

(議長) 委員A。

(委員A) ちょっと話題が変わって申し訳ないです。委員Iのタイムリミットが近づいているのでこれだけ確認しておきたいと思うのですが、めでたく条例ができました、条例に違反しているかどうか。先ほど委員Dが法律を知らないから人を殺していいのかと。私は罰せられないという意味では殺していいと思います。条例ができたときに違反だという指摘がなければ、その条例に違反していてもその物件は存続する。

つまり、私の土地の家の前にこういう規格よりも狭い範囲で建ててしまった。それに対して、誰も文句言わなかった、指摘しなかった。例えば少なくとも許可証を出すときに、嘘をついて10m離しますと書いて申請書を出したから市は許可を下ろした。それに対して2mで作ってしまった。それに対して誰も文句を言わなかった場合、これは法律上どのような解釈ですか。

(議長) よろしいですか。

(委員I) それは、許可が前提になっていて、条件を満たしていないことだと思いますから、まず市が是正勧告をするということだと思います。是正勧告を守らない場合に、一定の罰則の適用対象になるということだと思います。規制ができれば客観的に、例えばこういう設備を作ることについては許可制度であれば許可をとらなければいけないというルールですから、知らなかったからということで何か規制を逃れるということにはなりません。

(委員A) 今の実態からすると、市はこれだけの物件を全て検査する能力は多分ない訳です。それを是正勧告しなかった、できなかったというのは罪になりませんよね。

(委員I) それは、罪を実際に警察や検察が捜査をしないということですよ。だから、それはある程度誰かが気づいてそういうプロセスになれば罰則の適用対象になる可能性がある状態ということです。

(議長) 委員Dどうぞ。

(委員D) 皆さん一つ抜けていると思うのですが、基本的に許可申請を出して市が許可をします。そのあとに、フローの中にもありますし、8項目目にございますけれども、完了通知を発効しなければ発電設備の運転を開始してはならない。要するに許可で紙の上だけでやって、実際に作ったものが違うということを確認するステップを踏んでいます。ですから、ここで市が許可したのが10mだけれど実際10cmだったら当然ここでは運転開始はできない。そこに当然改善命令や是正勧告をし、それに従わなければ除却命令ということを当然付けるのが条例の作り方ではないかと思います。

(議長) 議論を続ける前に、委員I、もし延長がある場合、お時間を頂けますか。

(委員I) あと30分くらいでしたら大丈夫です。すみません、今の項目でいくつかいいですか。

(議長) どうぞ。

(委員I) JIS規格の話は私もそれほど詳しくなくて、もともと実態向上というか電気事

業法で小規模な事業者も規制対象だと。だから、あとは書面を取るかどうかということについては外形上はそれほど強いプラスアルファではないのかなど。前回この論点の議論のときは私はそういう認識で議論させていただいていたのですが、今お話を聞くと、まずそもそも小規模事業者がこれを実際準備できるのかということについて課題があると。だから、ある意味これが完全に淘汰されてしまうくらいの強い効果があるということだとすると、今要求していないのはそういえば何故なんだと。つまり、例えばJ I S規格が傾斜地について基準を設けていないというのは、それは逆にむしろJ I S規格がまだ完全なものでないというか、もちろんあるものについては遵守しなければならないのだけれど、その適用場面がそもそもルール化されていないというときに、遵守を示す手段もなく、それ以外の代替手段もおよそその規模の事業者あるいは個人であるかもしれませんが、それが整えられることがないということであれば、逆にそういうことを念頭に置いて国はこれまで求めてこなかったと。意図してという可能性もあるのではないかと思うところもあって、懸念するのは、我々はやはり小規模案件を完全に潰すという効果をもたらすような規制を入れることについてはかなり慎重でなければいけないだろうと思います。

(議長) すみません。ちょっと5分ほど休憩を頂いてもよろしいですか。

【休憩】

(議長) それでは再開いたします。委員Dどうぞ。

(委員D) 今の委員Iの意見なのですが、大変おこがましいのですが、残念ながら理解が違っていると思います。これに関しては適用除外というのは水平であればJ I S C 8 9 5 5をそのまま使えます。条文の番号は忘れちゃったけれども、J I S規格の中で水平でない場合には風洞実験により風力係数を定めると書かれています。ですから、「J I S C 8 9 5 5をそのまま使えるのは水平ですよ、そうでない場合は1 kWでも2 kWでも全ての太陽光発電設備については風洞実験において定めなさい」ということが定められています。ですから、国として小さいものはしないでいいですよということではないのです。ただ、あまりにも多いから理由はちょっと分かりませんが、事前確認はしない制度に今なっています。

ぜひ資料3の3ページ目を見ていただきたいのですが、一般用電気工作物技術基準に適合しないと認めるときは、その所有者・占有者に対して修理・改造もしくは移転、使用の一時停止を命じ、その使用を制限することができる。これには120条9項で30万円以下の罰金が科されています。全ての太陽光発電設備に関して、法令で電気設備の技術基準の適合命令は課されているのです。ですから、小さいものに関してはいいよという判断では全くないので、国の法律をあくまでも書面で確認するというのが条例の骨子案です。

(議長) 委員Iどうぞ。

(委員I) この点、逆に我々としてもう一つ考えなければいけないのが、小規模事業者が事業を進めるためには実際できる範囲のことで何をやらせるべきかということです。例えば、書面の準備にしてもきちんとした施工業者であれば出せる書面なのかどう

かというところがちょっと現時点で分からないですが、要するにまず不可能を強いる規制にならないように注意が必要だと思います。そして、ここに一定の添付書類を取り、それによって法令要件を満たしているかを確認するというコンセプト自体は問題だとは思わないですけど、ただ、実際的に小規模事業者がどういう形でそれにマッチできるのか、市は書面としてどういうものを想定しておくのかということは引き続きこの場でというよりは改めて市の実務のところでもご確認いただきたいと思います。

(議長) 委員Dどうぞ。

(委員D) 現段階でもJIS規格どおりにやらない全ての事業者に関しては構造計算をしなければならない。構造計算をしなければならないということは、どんな小規模でも構造計算書があるはずなのです。ですから、合っていないのかなというのは私たちが勝手に思っているということで、本来全ての方は構造計算書を持っていないのではないので持っているはずなんです。ですからそれを出してくださいということで、小規模事業者を排除するとかそういうことではなくて、全ての事業者はJIS規格をそのまま使用するか標準仕様でやらない限りは持っていないてはならない。これが法律です。

(議長) ほかはありますか。委員Bどうぞ。

(委員B) ②の方なのですが、これは先ほど5番のところ質問して、複数分割案件については確認が非常に困難だという市の発言もありましたし、委員Dも困難だよという発言があったのですが、6-2は「市に1haを超えないことを確認する義務を負う」と書いてあるのですが、これは無理なことではないかと思うのです。

(議長) 委員Dどうぞ。

(委員D) これは、分割案件で一つの事業者がやっているかどうかを確認するという意味ではないです。林地開発の共同性の審査基準がありまして、たとえ全く違う業者であっても、例えば一つの水の流れを作るような所で1ha以上の全く関係ないA・B・Cという事業者が全部集まったら1ha以上になって、そこに水の流れがあって、それにより雨水処理の問題が出るとかそういうことであれば、林地開発をしなければならないという共同性の判断というのがあるのですね。それが全て同じ業者であるということを証明する必要はないのです。ですから、ここでいっているのは、例えばAという事業者が500㎡、次にBという業者が500㎡来ました。そのときに、今までは1ha以下なのでそれぞれに伐採届だけで終わっていましたが、今認定情報というのが私たちには一部しか公開されていないのですけれども、確か7月末くらいから自治体に対する認定情報は全て今認定になっているもの、審査が終わっていないものも公開されているはずなのです。ですから、Aという業者が来たときにその周りにほかの認定が10個も20個もあって、全部足したら1haになるよというのはその時点の認定残で分かるはずなのです。

ですから、また新たなものが来たときにそこにまた増えていくかという確認にはなるのですけれど、少なくともその伐採届が来たあとに、その周りに実は10個も

20個も認定があるよというのを確認していただけないかと。それは少なくとも確認する義務を負ってほしいということです。今までそれができていなくて、一つ一つは50kW未満だからといってどんどん伐採届を出して行って、気が付いたら2haになりましたということが起こっていましたが、それは今まで認定情報の提供を自治体が受けてなかったからです。この間確認したことによると7月末からは認定情報が全て自治体にいつていると。それは市民には公開されませんが、少なくとも自治体としては確認ができるはずなのでそれができると思います。

(議長) 委員Bどうぞ。

(委員B) それの意味は分かりました。それで、例えば幾つかの業者がずっと全体でやっていて、1haになったところで、これは林地開発ですので遡って対象になりますよという意味ですよ。

(委員D) 遡ってということではなくて、今はまだ設置がされないけれども認定情報がいっぱいあって、当然これはトータルしたら2haになりますということであれば、それを全体としては林地開発になりますということで、例えば最初の何件かは1haを超えなくてもやはり全体として林地開発にしてくださいという意味です。

(委員A) ちょっと待ってください。

(委員B) 関係ありますか。

(委員A) 関係あるかないかではなくて、時間を切らないと委員Iがいなくなってしまう…。

(委員B) だって、論議しないでここを飛ばす訳にはいかないではないですか。

(議長) どうぞ。

(委員B) ですから、そうするとずっと何人かやってきて1haになって林地開発ですよということは、言ってみれば、全部最初に遡って林地開発をして認定をしてやり直しをさせるということにしなければ意味はない訳ですね。そこで林政課の方で、今みたいな形が出た場合、林地開発になるのかどうか。例えば、何年以内という時間的な問題と、どういった人が関わっているとか色々あるではないですか。何でも1haを超えればそこで遡って林地開発の対象にするのかどうか。どうでしょうか。

(議長) どうぞ。

(事務局) 林政課浅川です。今の話なのですが、林地開発そのものが県許可ということで県の申請の手続きとなります。現状ですと、細かい案件が伐採届を出していただいているのですが、周辺にそういう情報があるという時点で事前に県の方に協議していただくようお願いをしている状況でございます。ですので、それが遡りで申請という行為になるかどうかというところはまた県の方と再度確認をしないとちょっと分からない部分ではございますが、遡り申請ということは恐らくできないかもしれません。

(議長) よろしいですか。

(委員B) 委員D、林地開発を逃れないように規制をしましょうという意味ですよ。そう言っているのは。

(委員D) 規制というか確認を事前にしてくださいと。それで、今までは過去は無理だった

ということは分かっています。ただ、今認定情報が公開されているので遡ってというよりは1番目の人が来た時点でもう既に…。

(委員 B) 1番目というのは？

(委員 D) 例えば20件あるとするではないですか。そうすると1番目の人が伐採届に来た時点で「ここは絶対に2haになりますから県と協議して伐採届だけで受理できません。県と話をしてください」と。今実際にそういう案件があります。2社で共同で色々やっていて、全部合わせたら何haにもなる。一つは50kW未満というのがあります。ですから、それを私たちが県の方に言って、これが来たら必ず林地開発にしてくださいという話をしています。ただ、今まで夏まではそういう情報がなかったので自治体では調べられなかった事実があるのですけれど、今はもうわかりますから当然その最後になって遡るというのは無理だと思うので、そこに最初に来た時点で県との協議をしてくださいという話を今言っていたように確実にやっていただくという意味です。

(委員 B) 分かりました。そうしますと全ての情報があって、言ってみれば市の方としては林地の認可があった場合はもう既に全部それを掌握していれば、可能性としてそれがすぐに分かる訳ですね。

(委員 D) 認定情報ですね。

(委員 B) 認定を凶面にでも起こしておけば、どこかした場合連帯して1ha以上あるからこれは隣地開発の可能性があるとということが認識できるので、それに沿って指導するという意味ですか。ついては、そういうことは可能でしょうか。

(議長) どうですか。

(事務局) 事前の情報がこちらで把握できているということであれば、申請者に対して確認をお願いしますという指示はできます。

(議長) よろしいですか。本件に関して項目についてはどうですか。修正・訂正するところはございますか。委員 J。

(委員 J) ちょっと質問で、例えば既に伐採届において5条森林を伐採して設置されている事業者の隣に新たに事業を計画して設置する場合、2つ合わせて1haを超えてしまったら林地開発をやってくださいという話だと思うのですが、その場合後発で入ってきた事業者が林地開発の満たす基準となる設計をしなければいけない義務を前にやっていた事業者の部分を含めて負うという形になるのか、そういった話を県の林地開発に求めるという感じですか。

(委員 D) それは今の段階でも既に色んな問題があって、共同性の判断というのは審査基準やホームページにもしっかりと載っています。ですから、それはちょっと私の判断ではないので、それはもう既に何件もあって自分が来たら初めて1ha以上になる場合はどうするのかというのは、県と相談して県がどのように判断されるかですよね。例えば9,900になっていて、自分が来たら最後に1haを超えるとなった場合に、ホームページの審査基準を読む限り、林地開発になって、残念ながら最後の人がそれをやらなければいけないと。それをできるだけ避けるために途中の段階

で認定情報が全部分かれば、最初の1人目が来たときでもこのエリアはもう20件もの認定が取れていますよと。ですから、ここについては林地開発に掛かるということが事前に分かるはずだという意味です。

(委員 J) 分かりました。事業者に何かを求めるというよりはあくまで確認するという意味合いだけということですね。

(委員 D) そうです。要するに市に対して自治体として今まで残念ながらその辺が情報がなかったの、これは500㎡だなどと言ってどんどん伐採許可を出してしまっただけが付いたらとても広がったというのが過去にはあるので、今は認定情報があるからそれを確認できますよねと。ですから、それを確実に確認してくださいという市に対する義務ということになります。

(議長) よろしいですか。6項目目ですが、訂正や修正をするところはないということで次の7項目目に移らせていただきます。この件に関してご発言を求めます。委員 I。

(委員 I) これは以前申し上げたのですが、これももともと場所というお考えも理解できる場所ではありますが2つ問題があります。

周辺住宅を苦心されて定義されようとした跡があるのですが、規制は複雑に作ると一つは運営が非常に難しいと。逐一周辺の建設計画はどうなっているかということまで審査するのかという、やはり規制はなるべくシンプルな方が實際上運営しやすいだろうと思うのが一点です。

それからもう一つは、これは憲法上の要請でもあるのですが、明確性の原則というのがあって、今回罰則も入れますから、やはりルールは明確である必要があると思います。一見明確に見えますが、例えば「最も遠い」というのもどこから見てなのか、技術的にそこに置くことができない場合どうなのかということまでいくと、なかなか一定地点に絞りにくい。あるいはちょっとずれるとどうなるのかとか、そういう様々な関連する 이슈（問題）が発生するので、ここはシンプルに私は土地境界から何m離せというような確定可能な条件にされた方がよろしいのではないかと思います。

(議長) 新たなご意見もございましたがこれについてどうでしょうか。委員 D。

(委員 D) それに関しても前回と繰り返しになるのであまり言いたくはないのですが、やはりそれが500㎡から30haとかそういうのがある中で何mという方が私は非常に難しいと思いました。経産省のガイドラインにもこのように書いてあるので、「最も遠い」というのは一つ確かに不確定要素は建設計画が確定している部分ではあくまでも土地所有者の申告になると思うのですが、既に建設計画をしていると。その契約書があるとかそういうところを確認して、本人の申告に基づいてやるのがいいのかなと。私は別に何mでもいいのですが、それがあまりにも広さにばらつきがある中で何mということは私は非常に難しいと思ったので、私たち市民としては「最も遠い」ということが妥当なのかなということ。そこにものすごいこだわりはないのですが、何mとすることがかえって難しくするよう思われました。

(議長) 委員Iの説明については理解した上でこのとおりということですね。委員A。

(委員A) 先ほどの繰り返しになるのですが、この条例ができて、この条例を認知した事業者の方が住民に説明会をするときに、「パソコンをここに置きますよ、それが最適だと事業設計したのですけれど」といったときの関連する参加者が「なるほど、それでいいではないか」という理解を取れるためのガイドラインなのであって、先ほど委員Dがおっしゃったように、何mという規定があるからということでこれに縛られてしまうほど世の中は傾斜地や周辺がどうなっているか分からない場所で、決められるほど美しい場所ではないのですよ。その辺の配慮というのは法律的には許されないのですか。

(議長) 委員I。

(委員I) この規制をどれくらい厳格に適用するかということだと思います。努力目標でいうのであれば今のものでいいと思いますし、自主申告でよい、あるいは周辺の方が納得すればよいということで、ちなみに同意義務を課していないので、あくまで説明をしてご了解をいただける最善の努力を行えば基本的にはできます。ですので、ある意味ソフトでなるべく最大限守ってくださいというまさにガイドラインベースの規制にするのか、そもそもそれを満たさないで許可を与えないよという厳格な規制としてやるのか、どちらを選ばれるのかということだと思います。

私は許可制である以上はある程度厳格でこれは最低限守らないとそもそも認めないという仕組みにされるという理解をしていたので、そうであればやはり客観的に確定できる、確かに土地のサイズや出力によって取るべき距離は変わってくるでしょうから、それはやはり先ほどの話と一緒に、サイズによって基準を変えるというのも一案だと思いますが、その点を一応申し上げておきたかったということです。

(議長) 委員Dどうぞ。

(委員D) 全然その意見に反論はないのですが、逆に提案としてどういうふうにしたらいいかというのはちょっと私は分からないのですね。例えば10mにするのか30mにするのか、基本的に家があれば土地のほぼ真ん中にやるのが一番遠いのかなと思うのですが、それを何mとしたときに上手くいく案が見つからないので逆にこうしたらいいのではないかというアドバイスがあったらおっしゃっていただきたいです。

(議長) 委員Iどうぞ。

(委員I) 既に5mとか10mという数字が別の文脈で出ていますから、ある意味もしそういう形で緑地を設けるということであれば当然パソコンはその内側に入ってくるということだと思います。だから、一つはその数字が使われるということはあると思います。もれなく適用されますから、実際事業者の方々がもれなく遵守できそうかということとは最終的にはご注意をいただきながら進めていった方がいいと思いますが、数字としては例えばそういった数値を使うということが考えられるかと思っています。

(議長) 委員Iの時間の方も迫っていますが、7項目目についてはどういたしますか。委

員D。

(委員 D) 委員 I がお時間がないのであれば、残りの分全部に対して弁護士さんとしての意見を先にまとめていただいた方がよろしいのではないのでしょうか。

(議長) ただいま委員 D の方からございましたが、委員 I よろしいのでしょうか。よろしくをお願いします。

(委員 I) あと法的に重要なのは10番だと思います。既存案件の適用というところですが、原則論として既設案件についても安全上の理由なので、必要最小限度の追加規制を掛けるということ自体は法律で規定されていないからだと思いますが、繰り返しになるのですが、通常であれば事後的な規制対応への追加コストは卸価格に転嫁できるというのがビジネス上一般的ですが、FITについてはそれができないという特殊性がありますので、そこは考慮した上で必要性、必要最小限度の追加規制といえるかということをご慎重に考えていくべきだと思います。そういった中でも、設置当時はこれから検討される条例がなかったのが適法であった、国の法令にも違反しないし、市の条例にも反しないということで設置していた設備を取り壊せということについては、やはり侵害の度合いが明白であるがゆえにこれは違法ではないかというやりすぎの規制、財産権に対する過度の制約ではないかということが特に問題になりやすいと思いますので、そこについては特に慎重であるべきだと思います。一般論で恐縮ですが、残りの項目で一番申し上げたかったのはそこです。

もう一個意見として、今回許可制度というところ、それから先ほど少しお話のあった運転開始前の完了通知というものが入れられるということでそれは制度としてあると思いますが、その対象範囲ですね、市の方も行政的なマンパワーのところに限界があるということ、そして実際に制度を導入したあとの個々の案件の標準的な処理期間としてどれくらいかかるのかと。やはりそれが過度に滞留してしまうことによって事業者の事業が難しくなってしまう。あるいは、本来最も特に規制しなければいけない部分の審査が疎かになってしまうという問題もあり得るので、そういった行政負担や処理期間などもご考慮いただいた上で最終的な許可制度の対象となる設備、それから完了通知の対象となる施設の範囲ということについてはご検討いただいた方がよろしいのではないかと思います。以上です。

(議長) まだございますか。どうぞ。

(委員 D) 10番に関して、基本的にはさっきと同じになってしまいますが、JIS規格なのですけれど、これについては新たな規制ではなくて、最初から規制があったのでそれを再度確認するというところなのですね。ですからそれは問題ないのかどうかということが一つ。

植栽はそれほどの金額でもないですし、一応ずっと植栽はするよということですが、ガイドライン等ではあるのですが、一番問題になるだろうというのは高さ制限の部分なので、これは新たな規制になって、パネルを外してくれという訳ではないのですが、高さや角度を変えてくださいという話で、これは全ては非常に難しいと思ったので黄色い部分を入れて、既に強度計算はちゃんとありますと。なおかつ、

敷地境界から10m、5mの離隔距離が既にあるということであればこれについてははしなくていいですよ。高さの制限についても特に今被害が出ているような非常に危ない3m、4mのが家に被さるようにできているとか、そういった全てということではなくて危険度合い、環境における被害度合いにもよってある程度カテゴリー分けをして、非常に緊急性が高い部分から、それも今日明日ということではなくて特に高さに関しては2、3年とかそういった猶予期間を設けてやっていくというのは可能でしょうか。

(議長) 委員Iをお願いします。

(委員I) 今遵守すべき技術基準に適合していないという客観的なそういった事実があれば追加措置は求めやすいカテゴリーだと思います。単に景観とかという観点で高さを下げろ角度を変えろというのは難しいとは思いますが、安全性という観点で今既にその設備を設置した時点において遵守すべきだった規制を遵守しなかったという理由で是正勧告をし、一定の猶予期間をおいた上でそれでも最終的に従わない場合に罰則を含めて対象にしていくことは、どうしても最後グレーゾーンに入らざるを得ないことですが、それはご検討いただいてよろしいのかなと思います。

(議長) 委員Iお時間の方は。

(委員I) そうですね。

(議長) 委員Aどうぞ。

(委員A) 最後の11項目目は提言案としてはこの文章でこのようにこういう罰則とあるけれど、実際に条例を作るときにこの中身はどういうことを根拠にどのような事例を参考にして作るのが一般的なのかが一つ。それと、実際には条例自体が罰則を科す場合がありますということだけで終わることもあり得るのでしょうか。

(委員I) 条例で罰則を設けることは可能です。これは地方自治法にも根拠があります。ただ、例えば特に刑事罰の懲役は当然国と同じように長い懲役を科すといったことはできない制限は掛かっていますが、その範囲内で罰則を科すことは可能です。

ただ、特に今回はほかの地方自治体の同種の条例を見ても、罰金の中でも5万円とか10万円とかということで、抑制的に制度を作られているという理解で、それは、やはり全体としてどうしても上乘せの要素や、これまで規制を課してこなかったけれど本来であれば、国がきちんと責任を持って規制すべきところを残念ながらこれまでできていないので市や県が代わりにやっているというところなのだけれど、どうしても憲法上制約があるので、あとでそれが無効とされるというリスクをなるべく下げるために罰則のペナルティの部分は抑える反面、ルールはきちんと明確にするという全体的な流れだと思いますから、あまりそういう意味でいうとほかの市町村の同種の総和感と言ったら変ですけど、そこを飛び出すことなく罰則については定めた方がよいかなと思います。

(議長) よろしいですか。委員Iはお時間でお帰りになるのですが、この協議についてこのまま続行ということではよろしいですか。

(一同) 異議なし

(委員 I) 一点。今日取りまとめの方向だと思いますので、今日お話をさせていただいた内容については少し意見という形で入れさせていただく部分があると思います。そういったことも含めて市の方で総合考慮いただいて、もちろん今回は皆さんがお決めになったもので私が幾つか法的な観点から意見を入れさせていただいたというものに基づいて市の方に最終的に案を取りまとめていただく流れだという理解でいます。

(議長) ただいま委員 I の方からもございましたが、貴重な助言を頂いております。このあとも複数項目ございますが、今般の提言については市民委員の皆様の提言の案が議論されて提言として提出されると思います。委員 I からの助言については法律に関する専門家の助言として何らかの形で留め置きをしていきたいなと思っておりますので、それについては今委員 I からもお話がございましたがぜひそのようにさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

【委員 I 退席】

(委員 E) 当然今委員 I がおっしゃったような形の中で、特に流れの中で進んでいきますよと。ただ、グリーゾーンが色々あるから私どもは市に任せるべきだという意見の中だけれども、次に進みましたという格好がありますから、今の委員 I の意見を含めた中で議事録にしっかり残しておいて、それもやはり市の方が咀嚼してやってもらうと。これは本来の筋だと思いますからよろしくお願ひします。

(議長) 今委員 I がお帰りになりましたが、ご自身の意見を何らかの形で残してほしいということもございました。議事録ということもございますが、私は先ほど申し上げましたように専門家としての助言として何らかの形で、ということを見せていただきたいなと思います。

(委員 C) 委員 I が何らかの形で意見書をお作りになると聞こえたのですけれど、やはりその場合でも公表される前に委員会の中で説明していただいて、それが本当に妥当かどうか審議した上で出すというようにしていただきたいのですね。何もこちらの委員との協議もなしに意見書を出されないようにしていただきたいと思います。当然妥当な意見内容でしたら私どもも賛成しますけれど、やはり根本的にどこかおかしいということもあり得るかもしれませんから、その辺は確認した上で意見書を出していただきたいと思います。

(議長) 提言案とは別の形になるというような話で進んでいますが、いずれにしても提言については、何らかの形で最終的には確認を取らなければならないと思いますし、今委員 C がおっしゃったものも、いずれかの形の留め置きの仕方になると思いますが、それについての確認をどうするかということについても、話の途中ですので最後まで終わった時点でもう一度そこで話をしたいなと思っています。

それでは8項目目についてご意見をお伺ひしたいと思います。大変申し訳ないですが、時間が経過してはいますが、そうは言ってもそれほど長く継続する訳にはいきませんので簡潔にお願いいたします。よろしいですか。何回も申し上げますが、訂正・修正、付加することがある場合にのみ意見を出していただきたいと思います。

(一同) 異議なし

(議長) それでは、次に9項目目について。

(一同) 異議なし

(議長) よろしいですか。10項目目についてはいかがですか。委員F。

(委員F) 委員Iがいるときに言いたかったけれど、ここは設置済みの設備について、ある意味市民の皆さんがかなり注目している項目だと思います。実際近くに立てられてしまったというような人については、ここがどのような条例になってくるのかということを目を注がれていると思うのですが、3点こうすべきだと書いてあります。一つは土砂災害・水害等の災害危険要因の解消をしろと。もう一つは電気設備の技術基準への適合と。それからさっきからも話がありました、植栽と高さ制限と。植栽や高さ制限、電気設備の基準に合っているかどうかの適合は数字や目で見れば分かるのですが、土砂災害や水害等ということに対してこれを解消しろというように指導したり、助言する場合、これが非常に大事だと思うのですよね。

いつも言っている下黒澤に行ってみたら、昨日の雨で本当に水に浸かってトイレが使えなくなったということがもう起きていたので、こういうことこそ厳格にやらせるべきなのですから、要因をどう確定するのか。例えば水が流れてきていると。このパネルが崩れてここにぶつかったということは目で見れば分かるのですが、幾つかのパネルが競合している場合、「うちのパネルではないよ」と。

指導したりこれが原因だと確定するところが非常に曖昧だと思うので、私はここに反対する訳ではなくて、この文章をもうちょっと分かりやすくというか、確定できるように、争いが起きないような工夫を弁護士の同意を得て、今日結論を出せという訳ではないのですが、この提言が完成するまでにはもうちょっとそこをそういう点で言わないと、なかなか言うことを聞いてくれない業者が出てくるのではないかとこの点についてはどのように思いますか。

(議長) 委員D。

(委員D) 最終的にはそれは条文の作り方になってくるかなと思います。ここはあくまでも提言なのでここまでにしたのですけれども、基本的には土砂災害、水害等の災害危険要因の解消というのは現時点で被害があるもの、ですから、私の頭の中では本当に数件あるかどうかで、そんなにたくさんある話ではないです。実際にその原因と解決の仕方というのは、もしこの条例を作っただけとして条例ができるまでの間にもしかしたらまた増えていくかもしれない、全く違う危険要因が出てくるかもしれないので、あまりここで限定してしまっても、個別の話になってしまうのでこういう書き方にしたのですけれども、今の水が溢れるという問題であれば、これはもうはっきり林地開発をしなかったことによる一つの例だと思うのですね。複数の案件がどんどん伐採できてしまって、調整池も何ら作られなかったということが一つの例です。そこについては、水をどこに逃がすかということだけだと思うのですね。ですから、そこまでの具体的なものは個別案件の話になっていくので、全く違う要因ですから条例でもそこまで細かく書けないと思うのですよ。ですから、今も砂防指定地にもう一個作るという話もありますし、それができてしまえばまた

土砂災害の別の危険要因ということもできるかもしれないし、今週の次の台風でまた大きな被害が出るかもしれないので、それはそこまで細かく言うことはちょっと提言としてはどうかと思います。

要するにもう一つはっきり言いますと、これから危険ということではなくて既に被害が出ている状況ですから、そんなに数は多くないと思っております。

(議長) 委員F よろしいですか。

(委員F) 趣旨は分かりました。さっきちょっと言いましたが、市の指導や助言のもと、こういうようにするというような、何かもう少し強調するということがもしできたらお願いしたいです。特に土砂災害、水害の危険要因を解消するということは既に幾つか例がある訳ですから、この条例ができた場合、それで早速救われたということができるように、もうちょっと強調してほしいという程度の意見です。

(議長) ほかほかございませんか。委員E。

(委員E) もう一度確認なのですが、遡及というのは法的に難しいと解釈しているのです。だから今説明したように、そもそも論としての何かの形に引っ掛かっているからそれを直すよという解釈を遡及だと理解していいですか。

(議長) 委員D どうぞ。

(委員D) 私が言うのも何でございますが、基本的には遡及というのは過去に終了した行動に関してひっくり返すことです。これに関しては、現に運転していてこれから20年運転を続けるものなので、狭義の意味では遡及ではなくて、現時点で条例ができたときに違法状態になるということで、現存不適格という部分なのですね。それに関して、今後の未来に対してどうするかということで既に立ち終わってしまって、それが何の活動もしていないのだから関係がない。これは本当に遡及なのですけれども、今後において20年近くそれをやっていくということに対しての規制です。

前回でもお話しましたが、原子炉規制法のよい例なのですけれども、そのときの有識者会議の中の議論を読みましたが、これに関しては原子炉を運転することが今後あるということで、それについての規制なので、あくまでも遡及という考え方ではないということです。ですから、過去に終わってしまったことに対しての話ではなくて、現存不適格になったものに対してどうするか。ただ、実際に現存不適格でもそれを今日からすぐに罰則というのは、これは不意打ちということで配慮に欠けるというのが過去の判例と法律の作り方なので、そこには当然必要な、合理的な理由のある、ある程度の猶予期間を持たすのが本来の姿ということで、ですから、その高さ制限等を掛けることについても合理的な理由があって、なおかつ可能な3年以内に高さを変えるであるとか、今の高さによって被害が起きている、景観や環境、パネルの飛散の危険、そういったものを解消するという、基本的には条例は全て合理性がなければいけないので、やたらにやっつけていいということではありませんから、それを考慮した上でということです。

ただ、厳密な法理論的に言えば、これは遡及ではなくて、今後続いていくこれからの運転に関する規制ということになります。

(委員 E) 過去に専門的に色々と法律に抵触しない形の中でそれが設置されますけれど、それが20年つながっていきますよという格好の中で、この条例が出たところから、だから遡及ではないとこういう理解ですね。そもそも論として、そこで適法でやっていたという形の中で、その人たちにしてみればそこは戻るという解釈ですよ。理解するには、ここからという話はやった人からしてみればなかなか難しいかなと。技術的のところは委員 I がいないからちょっと分からないのですが、一般論として「その法律の範囲内で作りました、5年経ちました、条例ができました、今から15年あります、ということだからこれを直しなさいよ」といったときに、一般論としてそこは理解がされるのかなと。逆に業者の人に聞きたいと思います。

(議長) 先に委員 D。

(委員 D) なかなかその辺の法理論を一般の方全員に理解させるというのは非常に難しい話なのですけれども、例えば一つ例を挙げると、私は宿泊施設をやっております。消防法の適合というのがありまして、これが建物を建てたときに当然消防法の適合を受けて営業をしています。ただ、世の中で色々宿泊施設の火災とかそういったものができるたびにどんどん法律が変わっていきます。今回も全て非常に厳しい火災警報装置を押入れの中にも全てに付けなければいけないと。ですから、ペンションでは100万、200万の追加のお金を必要とします。これは完全に今の条例案の話と全く同じ状態です。ですから、既に過去の法律で適合を受けて、未来永劫適合のはずだったのです。それが途中で法律が変わることによって、火災警報装置は付けなさいと。これは最終的に私たちは、氏名公表が一番の大きな問題ですから、1年の猶予期間を設けてできなければ全部氏名公表しますよ。宿泊施設でそういったことをしていないと氏名公表されたらやはりお客さんが来なくなりますから、皆ものすごいお金を掛けてやっている訳です。

そういったことは条例案が特別のことではなくて、特に消防法関係はたくさんやっております。ほかの法律でも長く行動が続いていくものに関しては、そういったものは当たり前の法理論として行われているもので色んな例がございます。ただ、それは先ほど言ったように今日の明日、というのは難しいので、そこに猶予期間を持つのが一つの配慮ということでやられています。

例えば建築基準法についても、どんどん法律が変わるたびに既存不適合となります。でもこれは実際は本当は全部不適合で駄目だ建替えなさいということも法理論上は実際できるのです。でもそれはあまりにも酷いだらうということで増改築するまでは現状のままでいいですよ、とわざわざ緩和措置を作っているのです、考え方としては同じことだと思います。

(委員 E) もう一回意見だけ聞いていいですか。

(議長) 事業者からの意見をいただきたいという委員 E の意見なのですが、委員 H お願いします。

(委員 H) J I Sの規格に合っていないのはもともと法律違反というか、先ほどから言われているとおりでと思うのですよね。だから、合っていなければ直すべきだなとここ

にあるとおりでと思います。ただ、修理とか是正で直る範囲のものならいいのですが、そうでない場合はどうなのか。そこまで建替えしなければいけないとなるとちょっと厄介だなと。強度が不足していたら補強するとかはやった方がいいと思いますし、当然今後のこともあるから壊れない方がいいから業者としても指導されてやった方がいいのかなと。ただ、費用がすごく掛かる改修だったらどうするのか微妙なその部分ですよね。

あとは土地が狭くて植栽できない場合に周りの土地が買えるかどうかとか、周りに空き地があれば買って広げるかということ。ちょっとそちらの方がどちらかという問題があると思います。土地が狭い所に建っているのはちょっと厳しいのかなというか。要するに人のを建てたときにこんなにギリギリに建てて大丈夫かなと思ったのがあったので、私はあまりそういうのを建ててないのですが、そのところですよね。今既に建っている人たちは土地の広さとかの部分は直しようがないから結構厳しいとは思いますがね。

(議長) よろしいでしょうか。委員Dどうぞ。

(委員D) 土地の広さについてなのですが、植栽は大きさが色々ありますけれど、小さいものであれば50cmくらいあればできるのですよね。それができないくらいというのは、ある意味これも電気事業法に違反している訳です。十分なスペースがあることと外から設備に触れないというところがありますから、そこには絶対に必要な距離というものがある訳で、そこに植栽が植えられないほどというのはそれは元からの違法状態と考えた方がいいのではないかと思います。

(議長) 委員Bどうぞ。

(委員B) 遡及適用というのは基本的には原則禁止なのですよね。ですから非常に厳しい部分だとは思いますが。今委員Dがおっしゃった消防の関係とか建築基準の関係というのはやはりその住む人、また利用する人の生命・身体・財産に危険を及ぼすという状況が考えられるということで、法律で規制をし、遡って適用をしていると私は思う訳ですね。ですから、そういう基準の中で、今回についても例えば危険な所に設置していれば、これは当然やはり生命・身体・財産に危険を及ぼすということになれば、いくらお金が掛かったとはいえ是正措置を勧告するのは当たり前の話だと思います。そういう中で、今言っているセットバックとか景観とか高さという問題がそれに該当するかどうかは、ちょっと私は分かりません。ですから、そういう厳しい基準の中で市は対応していくと思います。安易に先ほど決めたことを期間を定めたり全部適用して是正してもらうというものではないと思います。

(議長) 委員Dどうぞ。

(委員D) なかなか説明が下手なのかもしれないのですが、これは遡及適用ではないです。要するに、過去に終わってしまったものではなくて、今後についてのものなので、議事録にもありますけれども、委員Iも全く同じ説明をされました。狭義の遡及適用ではないですということをおっしゃっています。いつの何ページか分からないのですがぜひご覧いただきたいなど。

(委員 B) 分かりました。私の言葉を間違えました。訂正します。

(委員 D) 法理論的に言うのであれば、条例ができたときに全ての項目を全部当てはめるということは可能なのです。だけど、それはあまりにも不意打ちで酷いだろうということで、実際に被害のあるもの、それから最初から違法なものについてはちゃんと直してくださいねと。特に高さというのは、一つは飛散の危険とかそういうがあるので非常に多い訳です。単管パイプを突き刺しただけ、この間工事を見に行きましたけれど、本当に2、30cmしか埋めていないものも結構あります。ですから、そういった危険なものに関しては十分な猶予期間をもって直してくださいということで、なおかつそれも家からも離れている所はいいですよということで、この黄色の部分は更に緩和措置をしている訳です。

ですから、私はこれに関わるものというのは、そんなにものすごい数ではないと思っていますのですね。特に今被害が出ているのは1件、2件というところですし、高さでも3m、4mもあるものはものすごくたくさんある訳ではないですから、その辺は突然世の中が変わるような話ではないと思います。

(議長) 委員 B どうぞ。

(委員 B) 遡及という言葉を使ってしまいましたが、言ってみればこれから先、未来志向としてそういう危険があることによって、生命・身体・財産に被害を及ぼすような形の中であると思います。ですから、その判断をどうしていくかというのは非常に難しいのかなという感じがします。そういう意味での適用は、今設置されているのが危険なものであればやはりそれは是正措置を勧告することは必要なことであって、それでいいかと思います。ただ、そういう形もあるのだけれど、基本的にはそのときの条例や指導要綱に従ってやってきたという現実がありますから、そういう中でその範囲をどのくらいにするかというのはある面では難しい部分があるのかなという感じが私はします。

(議長) では10項目目についてはよろしいですか。特に変更することはありますか。委員 A。

(委員 A) これはあくまでも提言案ですから、可能性とかこのように実態があるからという実例と一部捉えて我々は想定している訳なのですけれど、実際これを運用する立場に立ってみたら、これはとてつもない仕事量でなかったことにしようと思って目を瞑ってしまってもいい訳ですよ。

だから、そういう面ではこれをはっきりと事例で出した方が分かりやすいので出しますが、黒澤の件で確かにあるのが水没ですよ。よくご存知ですよ。それをどこまでが被害なのだとまず認定をする。当然それを改善したときに、ここまでで改善できている、改善案をこうしたけれどこれで大丈夫だよと見届ける。極端な場合、もっとやってくれと言われたら事業者も大変ですよ。その辺の第三者委員会なのか議会なのか、これだけ今日来てもらっている訳ですから、委員のメンバーですから、それは約束を、議会で責任を持つというくらいまでの意見を附帯として付ける。そうしなかったらこれは絵に描いた餅ですよ。遡及ではなくてこれからのこと

だからやりましょうと。そうではなくて、それを担保する方法をこういうふうにかえたらいいですよ、という提案を出してもらわなかったら、ただ単にやめましようとかやった方がいいとかで済まさないようにぜひちょっと時間を掛けて皆さん一緒に考えていただきたいと思うのですがいかがですか。委員長。

(議 長) 文字どおり提言案をここで議論して提言書を一緒に出すということですから、それに基づいて皆さん議論していると思いますのでよろしいですね。委員 B。

(委員 B) 我々は議会として出てきていますよね。議員全員から選ばれた訳ではなくて各会派から出ろという格好ですから、会派で出ている以上は少なくとも委員ですけど皆さんは議員として見ていますから、これが提言されれば条例化という格好になれば当然そこで議論しなければならない。細かいところはともかく、一緒に提言してしまえばそこで条例案に反対するということはできませんよ。ですから、そういう形で我々は少なくとも真剣に議論していますよ。

特に議員という立場だけにこれからのことを考えると、やはり色々ここで自分自身として納得しておかないとこれから先へ進む部分で非常に悩まなければならないということで、今まで何回も委員長さんが時間が無い時間がないと言いますが、大事な部分についてはご質問させていただいて、自分の理解とするとともに皆さんとともに理解をしたいということでやっています。真剣に取り組んでいますから皆さんのものを反対しようとかではありませんので、ぜひそういう面で見てください。

(委員 A) 反対すべきところは反対した方がいいです。

(議 長) この項目からなるべく外れないようにということと、固有の案件については避けるようにしてください。委員 D どうぞ。

(委員 D) 今委員 A は絵に描いた餅になるかどうかどうにでもなるというお話をされたのですが、私はここはあくまでも条例を作ってほしい。そして、今の曖昧な部分とか、指導が行き届かない行政指導に限られたものもはっきりさせるということが一番の目的ですから、この提言案の文章が理解しにくい部分があるかもしれませんけれども、あくまでもこれは明確な規定として最終的にはやっていただきたいものです。ですから、どうにでもなるように作っていただくつもりでは当然出していませんのでそこはご理解いただきたいです。

(議 長) 10項目目については以上ということで、11項目目に移らせていただきます。罰則についてですね。よろしいですか。

(一 同) 異議なし

(議 長) それではここにございます資料の提言案の骨子案の全ての項目について議論が終わりました。今ここで話し合われた内容について、まず修正や訂正する箇所があったかどうかについても一度確認しますが事務局の方ではその箇所がございましたか。前の回からわかって今回に関わっていることもございますか。どうぞ。

(事務局) 話を聞く中では訂正する箇所はなかったです。

(議 長) 事務局の方で訂正や付記するところはなかったということですので、ここに出ている資料が提言ということになります。よろしいでしょうか。

(委員 C) 基本的に現時点で委員会の議論が終わりつつあると私は認識したのですが、この委員会の中でちょっと不思議に思うのが、委員Mが一度も意見を出されていないので、やはり委員会に出た以上はこの提言案についてどのようにお考えか、一言意見を言っていたらと思います。

(議長) 委員Mよろしいですか。お願いします。

(委員 M) なかなか私にとっては難しい課題だったというのがありますし、勉強不足だったところもあります。状況も現場も確認してはいたけれども、その中で先輩の議員の方が言っていた内容には納得している状況です。すみません、1年生でなかなか意見も出さなくて申し訳なかったですけども、そのような状況です。

(委員 C) どうもありがとうございました。

(議長) それでは本案は異論がないということで提言ということで皆様の承認を得ました。委員Eどうぞ。

(委員 E) 最終的な調整はあるべきかなと思っていますが、先ほどの委員Iからの指摘の課題という部分もありますから、それをしっかりと対応するような形の中でその提言も検討する形というものを私はお願いしたいと思っています。

(議長) 委員Lどうぞ。

(委員 L) 今11まで終わってまとめということになっていっているのですが、その下に「◎条例案の策定に際しては、条例案作成後のパブリックコメントのみではなく、条例案作成完了前に市民の意見を聞く場を設けること。」と書いてありますよね。その下にも今後の検討課題として1、2、3とあります。この取扱いはどうされるつもりでしょうか。委員長にお聞きしたいです。

(議長) 私委員長としては、ここに書いてある項目についてはこの委員会で検討するような内容ではないと思います。然るべきところがこの件について答えを出すと思いますので私はここでは議論はしないという結論です。提言案作成までということですか。よろしいですか。

(委員 A) 委員Lの発言と先ほど私が申し上げた提言案ができるだけ我々がやってきた精神が形になることに対して、すごく前向きな姿勢のお言葉を頂いていたので、当然委員Lがおっしゃったこともまさしく拘束力があるかどうか知りませんが、やること自体が時間の無駄とは思えないので、取り組んでいただければなと思いますがいかがでしょうか。

(議長) そういう意味合いで真摯に受け止めました。ここで提言案を作るのにたくさんの時間を費やして、一生懸命皆さんが議論を出されましてここまで努力してできた訳なので、ここからあとはぜひ、やるべき本来ここにある項目に該当するところに汗を流していただきたいなど、私の考えです。そういう意味で、ここで話し合う議論の内容ではないのだろうなと私は感じています。

(委員 G) 第1回にこの検討委員会が立ち上がって、市長も来ていただいた発言の中で「条例化の可能性も含めて様々な議論をしていただき」ということがあるかと思うので、提言案は提言案でまず出す。そのあとの議論としてまたそういった内容を例えばや

っていくというのは私は有りかと思えます。“◎”の箇所は別ですけど、それ以降の部分は当然あって然るべきだと私は思っています。

(議長) この委員会をこの後どのように存続していくか、あるいはどういう終結を迎えるか私には見当がつかないのですが、私はとりあえずここまでで検討委員会の役割は果たしたと断言します。

(委員 D) 提言として皆さんここまで私たち市民委員の作った案をご理解いただいて本当にありがとうございます。それには深く御礼を申し上げます。ただ、今日で終わりのようになっているので、すっかり忘れていらっしゃるかもしれないのですが、国に対する提言や県に対する提言、これは太陽光の設置に関しては、市だけでは全てが改善・解決できない問題がいっぱいあります。特に電気事業法に関しては法律でがんじがらめになっているので、これは市でどんなに条例を作りたくても作れないことがたくさんあります。そして、林地開発や砂防法といった県の業務があるので、私たちはこちらの案を出させていただいています。

これは私の理解では別に市に対する提言だけで100%ではなくて、北杜市の問題の問題を解決するには、国に対して県に対して私個人はずっと嫌というほどそういうことをやっていますけれども、そういう個人の力というのは本当に蚊の鳴くような声なので、やはり北杜市の検討委員会としてそういった提言を国や県にも出すということが絶対必要だと思うので、少なくともそれがあと1回になるのか分かりませんが、それは検討委員会としてぜひやっていただきたいことです。

(議長) 私の記憶ですが、前文の三者による打合せのときに委員 B もいらっしゃったと思いますが、この委員会での条例化の提言を出したあと、国に対して法の改正とかに働きかけをしたいという個人的な意見を伺いました。それに繋がっていくのが私は提言案の前文の内容かなと思ったので、私自身はそこでそう理解をして、私自身もそのあと多くは語りませんでしたし、字句の訂正ということでしたので、この前文で私自身は国の方に働きかけを考えている内容も盛り込まれていると解釈したのですけれど。

(委員 D) 国への要望事項を読んでいただければ分かると思うのですが、市として環境をどう守るかとか、そういうお話と、国への提言というのは全く次元が違います。これは少なくとも北杜市の検討委員会の設置の目的等を考えれば、当然国や県を全く無視して北杜市だけでできることだけで終わらせてしまえば、この問題は本当に解決は半分までです。特に50kW未満の問題、例えばJIS規格についても国で全然事前確認をしない問題、これは国もよく分かってはいますけれども、やはり北杜市の検討委員会として委員さんや有識者の方々、事業者の方を含めた全体で出すということが、大きな意味があると思います。これを全くしないということは本当に半分で終わりだと思えます。少なくともこれに関してはそんなに時間が掛かることではないので、これは私の理解では当然やるべきと思っていましたし、前文の話でこの話したという記憶は私の中では全くないです。

(議長) 記憶の有無の問題ではなくて、すみません、委員会の設置の目的がございます、

提言を市長に提出するというところまでで私の役は完結すると思います。これ以上お答えはできませんが。

(委員 B) 私の理解もそうなのです。今回はやはり条例化を含めて調査・研究し検討するということを求められていますので、まずここで一回切るべきだと私は思います。そしてまずは提言を早くして、早く市の方で動いて、条例化しなければ、皆さんも前々から早くと言っていますから、まずそれをやる必要があると思います。そこで、市民委員さんの方からこれだけのものが付け加えてきていますので、それはそのものを問題としてやるかどうかということだと私は思っています。ですから委員長のおっしゃるとおり、ここで委員長さんの任務は基本的に終わったと考える方が私はいいと思いますし、私たちもそれほどまたこの問題から次から次へ発展していつ縛られるということに対してもちょっと時間的な問題もありますので、ともかくまず提言をしていただきたいと思います。

そこでもう一つ、例えば資源エネルギー部長とか山梨県に要望書を出すことが北杜市の意思表示をするのにこの委員会としてやる方がいいのか。または我々の意向を伝えて市なり市長なり議会でやる方がいいのか、色々な方法がある訳ですね。ですから、この委員会でそこまで踏み込むことが妥当かどうかということについては私は疑問がありますし、そこまでは求められておりませんので、まず提言書を出すということにしてほしいと思います。

(議長) ありがとうございます。

(委員 D) 検討委員会の設置要綱に提言を出すまで、とどこにも書いていないです。再生可能エネルギー発電設備のあり方、課題等を検討するというところでできていると思います。その中には国の問題、県の問題が大きな課題です。ですから、今委員 B がおっしゃったように、私は提言は当然早くするべきなので市の方の提言を早く提言案を出しましたし、骨子案の議論を先にさせていただきました。今日で最終的に完成ということで、提言プラスそこに委員 I の意見書を添えていただいて、まず早急に出していただく。それが終わって次に太陽光発電設備のあり方として国の問題というのはものすごく大きいです。これが直らない限りは、元ができていない以上はいくら市でやってもやはり効果は半分です。ですから、それが私は検討委員会としてやるのがいいと思いますので、皆さんはどういうお考えなのか分かりませんが、ただここで市への提言だけで終わりということはないので、多分前回も国や県の方を呼んできたりして、あのときは皆さんとしてはもっと早く市への提言をしたということで話しをしましたが、それでも何としても国のあり方を聞くべきだろうという話でいった訳ですから、やはり国や県に対する提言は大きな意味を持つと思うので、私は市への提言を提出して、今日の段階では当然すぐに提出する。これは本当に急がなければいけないし、ぜひ12月の議会で条例案を上程していただきたいと思っていますので、それは当然急いでいただきたい。ただ、そのあとに国や県に対する提言というものをやらなければ、本来の問題は全て検討できないと思っています。

(議長) 委員F どうぞ。

(委員F) 今話が出ているように、今日まで頑張って骨子案まで作って、市長から当初私たちの委員会に、一言で言うと条例を作ることの可否をまずは検討してほしいと。これは結論が出ました。そのことをいち早くまとめて早く市長に答申というか期待に応えて、これが返事ですと出すことをまず優先すべきだと思います。それについて、次回もう一回そういう意味では弁護士の話も含めてということになりましたから、最終的にこういう提言になりますという、もう一回はどうかともかくまだ確認はされている部分がありますから。

ただし、国や県に対するということは、私は市民委員の皆さんとは意見が違いますが、委員Dがさっき次元が違うと言いましたよね。次元が違う問題を議論してそこまで全部合意をしたということはこの委員会としてやるかどうかは、それだけでやはり議論は必要だと思います。話の中でやはり根本的な解決には国が変えなければ駄目だ、県のガイドラインをこう変えなければ駄目だという話は議題になかったから出なかった訳ですよ。最初からずっと市民委員の皆さんの資料についてきて私もずっと読みながら勉強してきたのですけれど、このことは全然議題にならなかったし、そういう意味ではこれを加えて検討委員会の仕事を終わるということは私は市長が私たちに与えた仕事とは違うと思います。もともと骨子を考えてくれということも市長は言いませんでしたよ。

ただ、市民委員の皆さんが熱心に準備されて提言をされたので、この委員会の皆が熱意を込めて骨子まで決めて提言できるということは非常にすごいことで、当初予定されていなかったことができたと思うのですよ。そういう意味では、それにまだ国や県に対する提言を付けようということについては、私は別の機会なり、次回集まる機会があれば、このメンバーで話し合ひましょう、国にも出しましょう、県にも出しましょうという話をそこでやるべきだし、委員Bがちょっと言いましたけれど、国や県に意見を言うべきなのは市であり、私たちの属している議会の仕事だと思います。そういった点では私はそういう理解をしているのでこういうことは別個にしてほしいと思います。

(議長) どうぞ。

(委員C) 一番の優先課題は条例の骨子案の提言書を出すということで、それに全力を集中してやるというのはもっともでそのとおりだと思います。ただ、やはり北杜市だけでは済まない課題があるということで、これは条例の提言案が終わったあとに時間に余裕ができればやればいいことで、それすらもやらないというご意見ではないですよ。ですから、それが終わったあとにまた時間を持ってここの案が妥当かどうかやはり委員会で審議して、最終的にこの案は、委員会は国や県に出せるものではないですよ。当然北杜市として提言するという格好になるはずですから、北杜市としてこういうことを国や県に要望してほしいということを委員会として提言するという格好になると思うのですね。

それと現在は山梨県では太陽光の問題について議員連盟を作ってやろうという動

きが出ていますので、そういう中でもこういう提言をするというのはすごく有用になると思うのです。国や県の課題ということで出すということは大変有用だと思うので、それについてはまた別途時間を設けてこの委員会でやるということについては賛成していただけるのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

(議長) 私は委員Fの話の中には別途また設けるとあったとは解釈していませんが、そういうことでよろしいのではないですか。

(委員F) 分かりづらかったのかもしれませんが、まずはこの検討委員会の市長から委嘱された仕事が終わったから、それを早く市長に提言すべきだというのが一番の意見です。それから、国や県に対する意見というのは可能であればこういう委員会が継続されてその程度で改めて話し合うべきだと思います。

(議長) この検討委員会であるかどうかは別としてそういうことがあればということで理解したいと思います。委員D。

(委員D) 今日やるという話では当然ない訳です。ですから、今日の段階では提言ができて、そしてそこに委員Iの意見を書き加えていただいて、どういう形なのか提出していただくということです。ただ、何回も繰り返すようですけれども国や県の問題があるからこれまで市の方々もすごく苦労されて、職員の方もサボっている訳ではなくてすごく一生懸命に今までやられてきた訳です。でもやはり国の壁があって、電気事業法の50kW未満の問題は本当に大きな問題なのです。ですから、そういったものを解決しなければ、また色んな脱法行為その他がどんどん出てくるので、本当にイタチごっこになってしまいます。

逆に市の方にお伺いしたいのですけれども、これは提言で終わって、国や県に対する提言というのは検討委員会として出せないとお考えでしょうか。

(事務局) 検討委員会の所掌事務は、あくまでも市長に再生可能エネルギーの關係の提言を行っていただくこととあります。当然国や県に対して、市長が委嘱した委員会が提言というか意見を直接言う形は所掌事務に入っておりませんので、それは委員会として市長が委嘱した内容ではないと判断させていただきたいと思います。ですから先ほどから委員Cや委員Fが言われているように、市長に対してそういった要望というか、国や県に物申すという内容になるのか、そこはまた委員会の中で提言ということであれば市長、市は受け止めるということです。

(議長) よろしいですか。

(委員C) そのとおりでいいと思います。

(議長) それでは、提言についてはここで承認されましたので先ほどに戻りますが、議論の中で委員Cからございました、委員からの提案を再度文書化したものと委員Iの助言の意見、これらを作成した後の確認の方法ということですが、これについてはまた別途会議を設けるという方がよろしいのですか。それとも、私委員長とどなたか市民委員代表かにお出席していただいて確認をするということで承認いただければ時間的にも非常に省けるし、また市民委員の皆様のご意見を総括した意見もそこで代表として確認ができますが、ぜひそうしていただければありがたいと思いますがどうでし

ようか。

(委員 A) できるだけ迅速にということと、内容的には今日事務局の方でこの原案にほとんど訂正はないと。あとは委員 I の法律的な意見書、意見書自体はそんな膨大、なものではないはずですし、逆に私がやってやろうという法律に明るい方がこの中にいらっしゃると思えないので、全員で集まるか集まらないか別で、内容は全員が目を通した上でこの間の意見書でも 15 名が意見を出している訳ですから、逆に 3 日以内とか短時間で回答をもらう。それ以降の回答は別途参考にすればいいので、全員が見るということは最低限必要だと思います。2、3 人任された方が大変だし、私はその中に入るつもりはありませんので、ぜひ全員が目を通した確認をしてもらう。時間は委員長の判断で一番短縮できる最大限でやってもらう、それでいかがでしょうか。

(議長) 委員 G。

(委員 G) とにかく時間的な部分をどう早くするかということを私は検討すべきだと思っているので、最終的な提言書を市長に出す訳ですけど、提言内容に関しては基本的に大きく変わらないと私は認識しています。この案をもって事前に検討してもらいたいんです。本会議でも言いましたけれど、担当レベルでは検討されているという話は答弁からいただきましたけれど、例えば顧問弁護士というところにも要はそちら側の検討を進めていただかないと時間的猶予も限られている中でとにかく迅速にお願いしたい部分ではあるので、そういったものを事前に進めていただければ、後日皆で集まって見てというのが同時並行で動くことなのでいいとは思いますが、皆で確認を取って提言書を出してそこから検討をスタートしますというのはまだタイムラグが出てきてしまうので、そこら辺を考えると私はそういった担保ができるのであれば、後日集まって皆で見るといようなことはそれはそれでいいと思います。

(委員 L) 私も委員 G に賛成です。

(事務局) ただいまのご意見でございますけれども、ご理解いただきたいのは私ども今日この場にいる職員はこの検討委員会の事務局の立場であります。ですから、委員の皆さん方の議論の中で質問があればお答えはいたしますけれども、私ら北杜市役所の職員としての意見を述べる立場ではございませんので、こういう立場でここにおりますので、議論を聞きながら準備をしろと言われても、市長に提言をしていただいた中で市長の命によって、はじめてやりなさいというのが筋でございますのでそこはご理解ください。当然今まで担当として研究はしておりますけれども、条例化に向けての指示は市長からもらうものですから、その時間のことはご理解いただきたいと思います。

(議長) 委員 D どうぞ。

(委員 D) 私の理解では今日の段階で先ほど事務局の方もここに訂正はないということなので、皆さんこれでアグリー（同意）していただいたと思いますから、もう完成している訳ですね。ですから、入力ミスとかそういうミスだけだと思うので、一応はメ

ールで最終になりましたよというのはいいかもしれないですけど、集まって話をするのではないと思うのです。

あとは、弁護士さんの意見というのは、そこに対して私たちが文句を付けるとか要求する問題ではなくて、あくまでも委員 I 個人の弁護士としての立場の意見なので、それが気に入っても気に入らなくてもそれに対してどうと言える立場にないので、あくまでも委員だけれども、法律家という立場での文書ですから、それはこういうものが出されましたよというのは見ますけれども、それに対してどうのこの言わないので、完成したものに委員 I の意見を付けて、さっさと出していただければいいと思うのです。逆に言えば、いつ出すのかなということくらい教えていただきたい、それでいいと思いますけれども。

(議長) 私としてもそのようにしていただければありがたいと思います。委員 C、できる限り短くお願いします。

(委員 C) 骨子案については議論して中身が分かっている、ほとんど皆さん誤字脱字がないかくらいの話だけれども、委員 I がどういう意見を付けるかというのは未知数という分からないところがあるので、私としては最低限委員 I から出てきた意見書に対して、もし分からないことがあったら質問できてちゃんと分かるようにしていただくと。別に直せということではなくて、やはり場合によっては分からないこともあり得ると思うので、それに対して意見できるような機会だけは最低限もつべきだと思います。それは委員 I に対してメールでもいいと思うのですけれども、各自が委員 I の意見書に対してお伺いすることさえ確保していただければいいかなと思います。

(議長) 2つ意見が出ましたが、私としては委員 D の意見の方に賛成です。法律家としての助言を頂いている訳ですから、助言である以上それは指導を受けてということでありがたく受け賜った方が私はよろしいと思います。法律専門家にご意見を挟むということはおこがましいと思います。

(委員 C) 意見を言うのではなくて、その中に述べられている意見が分からない場合はやはり聞きたいですよ。それだけは確保していただきたいということです。何も意見を言うのではなくて、おっしゃっている内容が分からずに出されるとこちらも理解が困りますから、やはり言われていることが私らもちゃんと理解できるという状態になった上で意見書として出していただくということだけを言っている訳で、何も意見を言うということではなくて、分からないことがあれば委員 I に聞けるということはちゃんと機会として設けていただきたいと言っているだけです。

(議長) 委員 G と今の意見、全部兼ね備えまして、早急に文書を作っていただいて、そうしたら私と市民委員の代表ということで、委員 C で確認するということがよろしいのではないのでしょうか。

(一同) 異議なし

(議長) ではそのように確認作業をさせていただいて…

(委員 G) 委員 D の質問の答えは。

(議長) 何かありますか。

(委員 G) いつ提出するかということです。

(議長) 先ほど言ったように急いでやるということです。

(委員 G) 重ねた質問になってしまうのですが、要はリミットがあると思うのですよね。市内でこれから建てられる予定のものがたくさんあって、その工事が完了した段階でこの条例が出てしまっただけでは何の意味もないと思います。個人的な思いからすると、12月の議会という思いがある中で、ある方からはそうは言っても色々な整理とかも含めて12月の議会には間に合わないかもしれないというような話も伺っているのです。なので、どういうタイミングで出せるのか。例えば12月に間に合わないのだったら臨時会みたいなものを3月前に議会の前に開くなりして、この条例についての審議をしてもらおうとか、本当にスピード感を持たないとせっかくこれだけのものがまとまって、工事が終わってしまったら何の意味もないと思うので、とはいえ可及的速やかにという話になってしまうのかもしれないけれど、そこら辺はどうかと思います。

(議長) この委員会に任されている協議のところまでは、市長に提出するまでだと思いますのでどうかご理解ください。急いでやります。

(委員 N) 今スピード感という話が出ました。確かに内外の状況からいけばそのとおりで、早急に一日も早くという思いであります。現行のスタッフというのがあるにしても、金がものすごく掛かるような作業ではないけれども、慎重かつ積極的に12月議会に向けてやっていただく。そのための体制を事務局を含めて市の方で特別に取っていただいて、作業を進めていただくということを意見として申し付け加えたいと思います。

(議長) 委員 B どうぞ。

(委員 B) 我々は提言までなのです。あと市の方に、せめて今こういう状況が現実に進行形であると、やはり一日も早い選定をして適用をして規制をしてほしいということは言えるにしても、例えば12月議会がどうだとか3月の議会がどうだとか、これはちょっとやはり越権行為だと思います。やはり執行側でそれぞれの予定もあるし議会の予定もあります。それで、少なくとも市長がこういう場合で検討委員会を作って提言をしてくれとあって、それを常に事務局として職員はこの場において聞いている訳です。それは市長にも伝わって執行部としての共通の話題になっていると私は思います。ですから、そこについて具体的に12月議会にとかそれは言い過ぎであって、この雰囲気を感じていただいて執行の方でお任せするということが私たちの言える限界ではないかと私は思います。

(議長) 委員 D どうぞ。短めにお願いします。

(委員 D) 皆さんの言うことはよく分かりますし当然そうですし、あくまでも12月議会をお願いということで、条例を作るかどうかはこれから市長のご判断ですから、当然それを待つということにもなります。ちょっとお伺いしたいのですけれども、今日で提言は基本的に完成していてあとは委員 I の意見書待つだけなのですけれども、

実際提言を市長に渡すというのはどういう形でされるのでしょうか。

(議長) 事務局。

(事務局) 特に定めはございませんので、この委員会の中で決定していただければいいと思うのですが、私の個人的な想いで言わせていただきますと、これだけの議論を重ねていただいた検討委員会の提言ですので、委員長や代表の方には市長に直接手渡しをしていただきたいという想いはございます。ただ、書面ででき上がったものを事務局がお預かりして市長に渡すという方法は採れます。

(議長) どうぞ。

(委員 D) できれば顔を見て想いを伝えたいなというところはあるので、当然それは遅れてはいけませんけれどもチャンスがあれば前者の方法でやっていただけたらいいなと思います。書類だけで事務局でお渡しするのではなくてやっていただけたらありがたいなと思います。

(議長) よろしいですか。改めまして提言が皆様のおかげをもちましてでき上がりました。あとは委員 I の意見書が届き次第、文書として私と委員 C で確認をさせていただきます。

1年近くにわたる当委員会でしたが、申し上げたとおり提言が整いました。以上をもちまして北杜市太陽光等再生エネルギー発電設備設置に関する検討委員会は完結するいたします。長期間にわたるご議論いただき誠にありがとうございました。

(事務局) 委員長、議長としての議事進行どうもありがとうございました。以上をもちまして第10回北杜市太陽光等再生エネルギー発電設備設置に関する検討委員会を閉会いたします。ありがとうございました。これをもちまして閉会いたします。

9 閉会

会議終了 午後6時30分